



## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1編 総 則</p> <p>はじめに (略)</p> <p>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 市地域防災計画等との関連</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市災害時要援護者支援計画</u>との関連            災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、日本語を解さない外国人など（以下「<u>災害時要援護者</u>」という。）及びその他特に配慮を要する者の保護などについては、<u>災害時要援護者支援策</u>を重点的に具体化した「<u>千葉県災害時要援護者支援計画</u>」（以下「<u>市災害時要援護者支援計画</u>」という。）により体制を整備していく。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第2章 国民保護措置等に関する基本方針</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>災害時要援護者等</u>への配慮及び国際人道法の的確な実施  <b>【法第9条、第183条】</b>            市は、国民保護措置等の実施に当たっては、<u>災害時要援護者及びその他特に配慮を要する者の保護</u>などについて留意する。            また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p>	<p>第1編 総 則</p> <p>はじめに (略)</p> <p>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 市地域防災計画等との関連</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市災害時要配慮者支援計画</u>との関連            災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、日本語を解さない外国人など及びその他特に配慮を要する者（以下「<u>要配慮者</u>」という。）の保護などについては、<u>要配慮者支援策</u>を重点的に具体化した「<u>千葉県災害時要配慮者支援計画</u>」（以下「<u>市災害時要配慮者支援計画</u>」という。）により体制を整備していく。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第2章 国民保護措置等に関する基本方針</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>要配慮者</u>への配慮及び国際人道法の的確な実施  <b>【法第9条、第183条】</b>            市は、国民保護措置等の実施に当たっては、<u>要配慮者の保護</u>などについて留意する。            また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p>

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後																																																
<p>(7)～(9) (略)</p> <p>第3章 武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定</p> <p>1・2 (略)</p> <p>第4章 市の地理的・社会的特徴</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>1 地理的特徴</p> <p>(1) 位置及び面積</p> <p>市は、首都東京（都心）の40km圏にあり、東京湾奥の東部に位置し西は東京湾に面し、東南北は<u>9市町</u>と隣接している。 市の面積は272.08km<sup>2</sup>であり、県面積の約20分の1を占める。なお、海岸線延長は約42kmである。</p> <p style="text-align: center;">千葉市の位置等<sup>※</sup></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">位置<sup>※</sup></td> <td>東端 緑区小食土町<sup>※</sup></td> <td>東経 140° 18′ 北緯 35° 31′ <sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>西端 美浜区豊砂<sup>※</sup></td> <td>東経 140° 01′ 北緯 35° 39′ <sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>南端 緑区小山町<sup>※</sup></td> <td>東経 140° 16′ 北緯 35° 29′ <sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>北端 花見川区横戸町<sup>※</sup></td> <td>東経 140° 07′ 北緯 35° 43′ <sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>面積<sup>※</sup></td> <td>272.08km<sup>2</sup><sup>※</sup></td> <td>公有水面埋立<sup>※</sup> 33.88 km<sup>2</sup><sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">ひろがり<sup>※</sup></td> <td>東西<sup>※</sup></td> <td>25.8km<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>南北<sup>※</sup></td> <td>24.5km<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">隣接市町<sup>※</sup></td> <td>東<sup>※</sup></td> <td>八街市、東金市、大網白里町<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>南<sup>※</sup></td> <td>市原市、茂原市<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>北<sup>※</sup></td> <td>習志野市、八千代市、佐倉市、四街道市<sup>※</sup></td> </tr> </table>	位置 <sup>※</sup>	東端 緑区小食土町 <sup>※</sup>	東経 140° 18′ 北緯 35° 31′ <sup>※</sup>	西端 美浜区豊砂 <sup>※</sup>	東経 140° 01′ 北緯 35° 39′ <sup>※</sup>	南端 緑区小山町 <sup>※</sup>	東経 140° 16′ 北緯 35° 29′ <sup>※</sup>	北端 花見川区横戸町 <sup>※</sup>	東経 140° 07′ 北緯 35° 43′ <sup>※</sup>	面積 <sup>※</sup>	272.08km <sup>2</sup> <sup>※</sup>	公有水面埋立 <sup>※</sup> 33.88 km <sup>2</sup> <sup>※</sup>	ひろがり <sup>※</sup>	東西 <sup>※</sup>	25.8km <sup>※</sup>	南北 <sup>※</sup>	24.5km <sup>※</sup>	隣接市町 <sup>※</sup>	東 <sup>※</sup>	八街市、東金市、大網白里町 <sup>※</sup>	南 <sup>※</sup>	市原市、茂原市 <sup>※</sup>	北 <sup>※</sup>	習志野市、八千代市、佐倉市、四街道市 <sup>※</sup>	<p>(7)～(9) (略)</p> <p>第3章 武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定</p> <p>1・2 (略)</p> <p>第4章 市の地理的・社会的特徴</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>1 地理的特徴</p> <p>(1) 位置及び面積</p> <p>市は、首都東京（都心）の40km圏にあり、東京湾奥の東部に位置し西は東京湾に面し、東南北は<u>9市</u>と隣接している。 市の面積は271.77km<sup>2</sup>であり、県面積の約20分の1を占める。なお、海岸線延長は約42kmである。</p> <p style="text-align: center;">千葉市の位置等<sup>※</sup></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">位置<sup>※</sup></td> <td>東端 緑区小食土町<sup>※</sup></td> <td>東経 140° 18′ 北緯 35° 31′ <sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>西端 美浜区豊砂<sup>※</sup></td> <td>東経 140° 01′ 北緯 35° 39′ <sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>南端 緑区小山町<sup>※</sup></td> <td>東経 140° 16′ 北緯 35° 29′ <sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>北端 花見川区横戸町<sup>※</sup></td> <td>東経 140° 06′ 北緯 35° 43′ <sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>面積<sup>※</sup></td> <td>271.77km<sup>2</sup><sup>※</sup></td> <td>公有水面埋立<sup>※</sup> 33.88 km<sup>2</sup><sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">ひろがり<sup>※</sup></td> <td>東西<sup>※</sup></td> <td>25.8km<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>南北<sup>※</sup></td> <td>24.5km<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">隣接市<sup>※</sup></td> <td>東<sup>※</sup></td> <td>八街市、東金市、大網白里市<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>南<sup>※</sup></td> <td>市原市、茂原市<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>北<sup>※</sup></td> <td>習志野市、八千代市、佐倉市、四街道市<sup>※</sup></td> </tr> </table>	位置 <sup>※</sup>	東端 緑区小食土町 <sup>※</sup>	東経 140° 18′ 北緯 35° 31′ <sup>※</sup>	西端 美浜区豊砂 <sup>※</sup>	東経 140° 01′ 北緯 35° 39′ <sup>※</sup>	南端 緑区小山町 <sup>※</sup>	東経 140° 16′ 北緯 35° 29′ <sup>※</sup>	北端 花見川区横戸町 <sup>※</sup>	東経 140° 06′ 北緯 35° 43′ <sup>※</sup>	面積 <sup>※</sup>	271.77km <sup>2</sup> <sup>※</sup>	公有水面埋立 <sup>※</sup> 33.88 km <sup>2</sup> <sup>※</sup>	ひろがり <sup>※</sup>	東西 <sup>※</sup>	25.8km <sup>※</sup>	南北 <sup>※</sup>	24.5km <sup>※</sup>	隣接市 <sup>※</sup>	東 <sup>※</sup>	八街市、東金市、大網白里市 <sup>※</sup>	南 <sup>※</sup>	市原市、茂原市 <sup>※</sup>	北 <sup>※</sup>	習志野市、八千代市、佐倉市、四街道市 <sup>※</sup>
位置 <sup>※</sup>		東端 緑区小食土町 <sup>※</sup>	東経 140° 18′ 北緯 35° 31′ <sup>※</sup>																																														
		西端 美浜区豊砂 <sup>※</sup>	東経 140° 01′ 北緯 35° 39′ <sup>※</sup>																																														
		南端 緑区小山町 <sup>※</sup>	東経 140° 16′ 北緯 35° 29′ <sup>※</sup>																																														
	北端 花見川区横戸町 <sup>※</sup>	東経 140° 07′ 北緯 35° 43′ <sup>※</sup>																																															
面積 <sup>※</sup>	272.08km <sup>2</sup> <sup>※</sup>	公有水面埋立 <sup>※</sup> 33.88 km <sup>2</sup> <sup>※</sup>																																															
ひろがり <sup>※</sup>	東西 <sup>※</sup>	25.8km <sup>※</sup>																																															
	南北 <sup>※</sup>	24.5km <sup>※</sup>																																															
隣接市町 <sup>※</sup>	東 <sup>※</sup>	八街市、東金市、大網白里町 <sup>※</sup>																																															
	南 <sup>※</sup>	市原市、茂原市 <sup>※</sup>																																															
	北 <sup>※</sup>	習志野市、八千代市、佐倉市、四街道市 <sup>※</sup>																																															
位置 <sup>※</sup>	東端 緑区小食土町 <sup>※</sup>	東経 140° 18′ 北緯 35° 31′ <sup>※</sup>																																															
	西端 美浜区豊砂 <sup>※</sup>	東経 140° 01′ 北緯 35° 39′ <sup>※</sup>																																															
	南端 緑区小山町 <sup>※</sup>	東経 140° 16′ 北緯 35° 29′ <sup>※</sup>																																															
	北端 花見川区横戸町 <sup>※</sup>	東経 140° 06′ 北緯 35° 43′ <sup>※</sup>																																															
面積 <sup>※</sup>	271.77km <sup>2</sup> <sup>※</sup>	公有水面埋立 <sup>※</sup> 33.88 km <sup>2</sup> <sup>※</sup>																																															
ひろがり <sup>※</sup>	東西 <sup>※</sup>	25.8km <sup>※</sup>																																															
	南北 <sup>※</sup>	24.5km <sup>※</sup>																																															
隣接市 <sup>※</sup>	東 <sup>※</sup>	八街市、東金市、大網白里市 <sup>※</sup>																																															
	南 <sup>※</sup>	市原市、茂原市 <sup>※</sup>																																															
	北 <sup>※</sup>	習志野市、八千代市、佐倉市、四街道市 <sup>※</sup>																																															

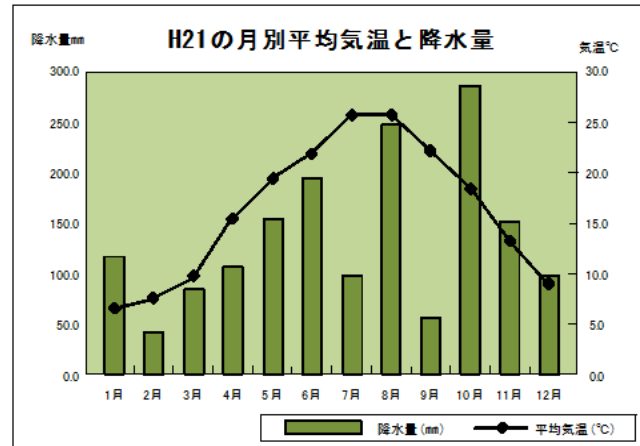
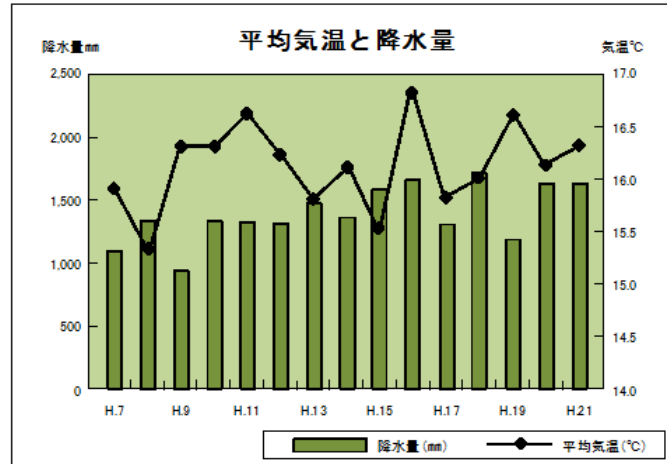
## 千葉市国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(2) 地形</p> <p>(略)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">千葉市の地形</p> <p>(3) 気象</p> <p>市の気候は温暖で、平成22年の年間平均気温は16.3℃で、年間降水量は1636.5mmとなっている。また台風、高潮等の災害もまれで、比較的恵まれた自然環境にある。</p>	<p>(2) 地形</p> <p>(略)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">千葉市の地形</p> <p>(3) 気象</p> <p>市の気候は温暖で、平成22年の年間平均気温は16.8℃で、年間降水量は1604.5mmとなっている。また台風、高潮等の災害もまれで、比較的恵まれた自然環境にある。</p>

# 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前

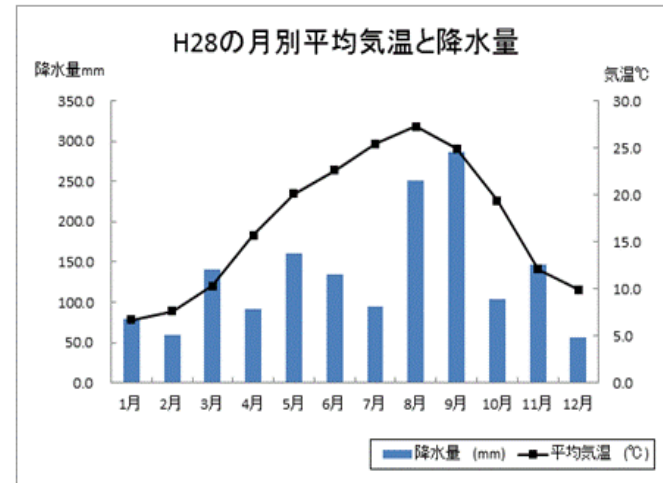
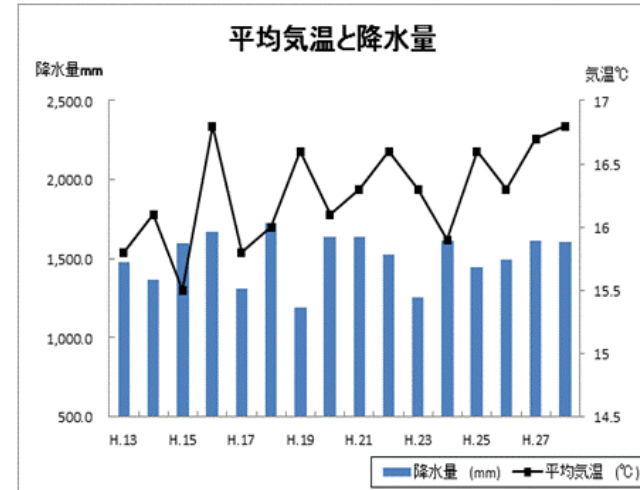
市の気候



参考 気象庁ホームページ

改正後

市の気候

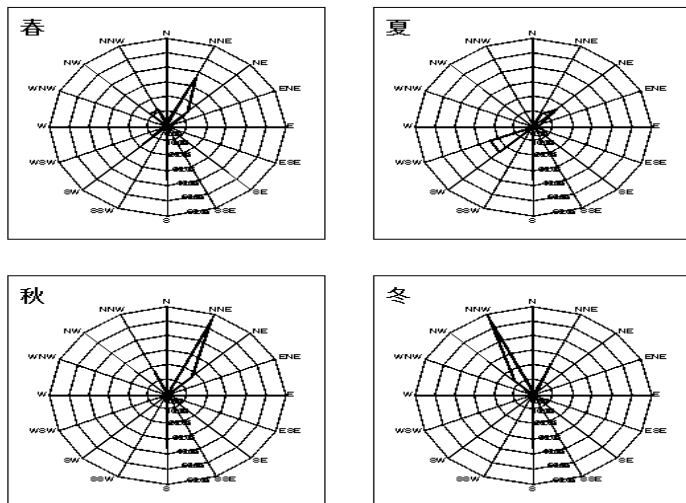


参考 気象庁ホームページ

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

### 改正前

また、風向は以下ようになっており、春秋は北北東、夏は南西方向からの風が多く、冬は北北西の風が多くなっている。



千葉県地方気象台の風向出現率

データは気象庁アメダスによるH17.3～H22.2の5か年の月別旬別最多風向による。

#### 2 社会的特徴

##### (1) 人口分布等

- ① 人口・世帯数  
(略)

### 改正後

また、風向は以下ようになっており、春秋は北東方向、夏は南西方向、冬は北西方向の風が多くなっている。

	平均風速	風向出現率			
		北東方向	南東方向	南西方向	北西方向
春	4.2 m/s	30%	22%	27%	21%
夏	3.9 m/s	32%	29%	33%	6%
秋	3.4 m/s	39%	15%	14%	32%
冬	3.5 m/s	27%	8%	13%	52%

平均風力・風向出現率

データは気象庁アメダスによる平成24～28年の5か年の月別旬別平均風速・最多風向による。

#### 2 社会的特徴

##### (1) 人口分布等

- ① 人口・世帯数  
(略)

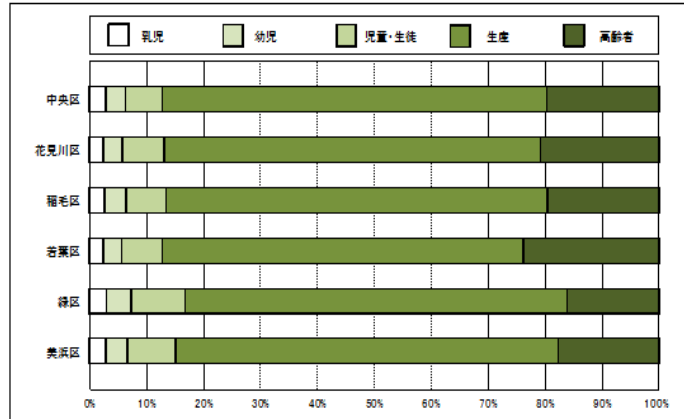
## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>近年人口の伸びは緩やかになっているものの、<u>平成22年3月31日現在</u>の人口は<u>959,415人</u>で、世帯数は<u>416,834世帯</u>である。</p> <p>平均世帯人員は、平成元年以降3人を割り続けており、核家族化の傾向が年々顕著になっている。</p> <p>行政区別に見ると、市街地中心部である中央区と、東京に近い花見川区の人口が大きい<u>が、</u>今後は、<u>大規模住宅開発の見込まれる緑区及び美浜区</u>の人口の増加が大きいと予測される。</p> <p><u>平成22年3月31日現在</u>では市域の中央に位置する中央区（<u>196,536人</u>）が最も人口が多く、ついで花見川区（<u>180,225人</u>）、稲毛区（<u>156,225人</u>）、若葉区（<u>151,111人</u>）の順となっている。</p> <p>② 年齢構成</p> <p>年齢別に見ると、全体において15歳未満が総人口に占める割合は<u>13.9%</u>、生産年齢人口である15～64歳の人口は<u>66.4%</u>、65歳以上の人口は<u>19.18%</u>（<u>平成22年3月31日現在</u>）となっている。65歳以上の全国平均は<u>22.1%</u>（<u>平成20年</u>）であり、全国平均に比べ若い人口構成となっているが、今後出生率の低下等により高齢化が進むものと見込まれる。</p>	<p>近年人口の伸びは緩やかになっているものの、<u>平成29年4月1日現在</u>の推計人口は<u>973,856人</u>で、世帯数は<u>425,601世帯</u>である。</p> <p>平均世帯人員は、平成元年以降3人を割り続けており、核家族化の傾向が年々顕著になっている。</p> <p><u>平成29年4月1日現在</u>では市域の中央に位置する中央区（<u>207,267人</u>）が最も人口が多く、ついで花見川区（<u>178,651人</u>）、稲毛区（<u>160,845人</u>）、若葉区（<u>150,445人</u>）の順となっている。</p> <p>② 年齢構成</p> <p>年齢別に見ると、全体において15歳未満が総人口に占める割合は<u>12.7%</u>、生産年齢人口である15～64歳の人口は<u>62.2%</u>、65歳以上の人口は<u>25.1%</u>（<u>平成29年3月31日現在</u>）となっている。65歳以上の全国平均は<u>27.0%</u>（<u>平成28年4月1日現在</u>）であり、全国平均に比べ若い人口構成となっているが、今後出生率の低下等により高齢化が進むものと見込まれる。</p>

# 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前

区別年齢別人口構成



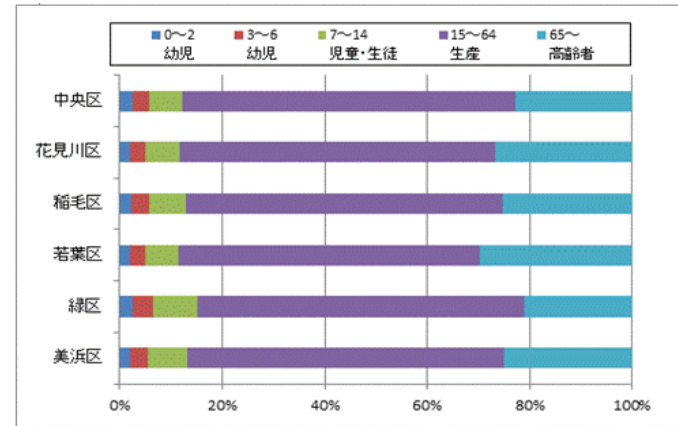
年齢階級別人口 (住民基本台帳+外国人登録)単位:人

年齢	0~2 乳児	3~6 幼児	7~14 児童・生徒	15~64 生産	65~ 高齢者	計
中央区	5,438	6,725	13,034	132,600	38,739	196,536
花見川区	4,252	5,989	13,246	119,163	37,575	180,225
稲毛区	4,233	5,732	11,129	104,557	30,574	156,225
若葉区	3,544	4,887	10,881	95,666	36,133	151,111
緑区	3,608	5,345	11,540	81,202	19,381	121,076
美浜区	4,211	5,882	12,629	100,732	26,395	149,849
計	25,286	34,580	72,459	633,920	188,797	955,022

平成 22年 3月 31日現在

改正後

区別年齢別人口構成



区別年齢別人口 (住民基本台帳)単位:人

年齢	0~2 乳児	3~6 幼児	7~14 児童・生徒	15~64 生産	65~ 高齢者	計
中央区	5,011	6,594	13,562	133,167	46,603	204,937
花見川区	3,745	5,218	11,588	109,041	47,436	177,028
稲毛区	3,710	5,234	11,396	97,616	39,655	157,611
若葉区	3,064	4,505	9,696	88,045	44,683	149,993
緑区	3,301	5,028	11,062	81,884	26,930	128,205
美浜区	3,124	4,929	11,666	91,519	37,142	148,380
計	25,286	34,580	72,459	633,920	188,797	955,022

平成 23年 3月 31日現在

## 千葉市国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後																																																																
<p>③ 人口密度 人口密度 (住民基本台帳+外国人登録)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>面積 (km<sup>2</sup>)</th> <th>人口 (人)</th> <th>人口密度 (人/km<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td>44.81</td> <td>196,536</td> <td>4,386</td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td>34.24</td> <td>180,225</td> <td>5,264</td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td>21.25</td> <td>156,225</td> <td>7,352</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>84.21</td> <td>151,111</td> <td>1,794</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>66.41</td> <td>121,076</td> <td>1,823</td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td>21.16</td> <td>149,849</td> <td>7,082</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>272.08</td> <td>955,022</td> <td>3,510</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成 22 年 3 月 31 日現在</p> <p style="text-align: center;">区別人口密度図</p>	区	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	中央区	44.81	196,536	4,386	花見川区	34.24	180,225	5,264	稲毛区	21.25	156,225	7,352	若葉区	84.21	151,111	1,794	緑区	66.41	121,076	1,823	美浜区	21.16	149,849	7,082	計	272.08	955,022	3,510	<p>③ 人口密度 (推計人口)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>面積 (km<sup>2</sup>)</th> <th>人口 (人)</th> <th>人口密度 (人/km<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td>44.7</td> <td>204,937</td> <td>4,585</td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td>34.19</td> <td>177,028</td> <td>5,178</td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td>21.22</td> <td>157,611</td> <td>7,427</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>84.21</td> <td>149,993</td> <td>1,781</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>66.25</td> <td>128,205</td> <td>1,935</td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td>21.2</td> <td>148,380</td> <td>6,999</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>271.77</td> <td>966,154</td> <td>3,555</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成 29 年 3 月 31 日現在</p> <p style="text-align: center;">区別人口密度</p>	区	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	中央区	44.7	204,937	4,585	花見川区	34.19	177,028	5,178	稲毛区	21.22	157,611	7,427	若葉区	84.21	149,993	1,781	緑区	66.25	128,205	1,935	美浜区	21.2	148,380	6,999	計	271.77	966,154	3,555
区	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )																																																														
中央区	44.81	196,536	4,386																																																														
花見川区	34.24	180,225	5,264																																																														
稲毛区	21.25	156,225	7,352																																																														
若葉区	84.21	151,111	1,794																																																														
緑区	66.41	121,076	1,823																																																														
美浜区	21.16	149,849	7,082																																																														
計	272.08	955,022	3,510																																																														
区	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )																																																														
中央区	44.7	204,937	4,585																																																														
花見川区	34.19	177,028	5,178																																																														
稲毛区	21.22	157,611	7,427																																																														
若葉区	84.21	149,993	1,781																																																														
緑区	66.25	128,205	1,935																																																														
美浜区	21.2	148,380	6,999																																																														
計	271.77	966,154	3,555																																																														



## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>④ 昼間人口</p> <p><u>平成17年10月1日国勢調査時の常住人口924,319人から年齢不詳の人口を除いた夜間人口919,550人より、日々通勤・通学している定常的な移動人口である流出・流入人口を加減して算出した昼間人口は894,027人で、前回国勢調査時（平成12年）に比べ35,325人、4.1%増加している。</u> (略)</p> <p>ア 流出人口</p> <p><u>千葉市民で千葉市外を従業・通学地とする流出人口は平成17年国勢調査時200,816人で、前回に比べ1,059人、0.5%減少している。</u></p> <p>イ 流入人口</p> <p><u>千葉市を従業・通学地として市外から流入する人口は平成17年国勢調査時175,293人で、前回に比べ2,276人、1.3%減少している。</u></p> <p>ウ 昼夜間人口比率</p> <p><u>平成17年国勢調査で昼間人口を見ると次表のとおりであり、市全体では夜間人口が昼間人口を上回っている。行政区別では、中央区が137.7%、美浜区が109.4%と昼間人口が夜間人口を上回っているが、他の4区は逆に、夜間人口が昼間人口を上回っている。</u></p>	<p>④ 昼間人口</p> <p><u>平成22年10月1日国勢調査時の常住人口961,749人から、日々通勤・通学している定常的な移動人口である流出・流入人口を加減して算出した昼間人口は938,148人である。</u> (略)</p> <p>ア 流出人口</p> <p><u>千葉市民で千葉市外を従業・通学地とする流出人口は平成22年国勢調査時213,767人である。</u></p> <p>イ 流入人口</p> <p><u>千葉市を従業・通学地として市外から流入する人口は平成22年国勢調査時193,938人である。</u></p> <p>ウ 昼夜間人口比率</p> <p><u>平成22年国勢調査で昼間人口を見ると次表のとおりであり、市全体では夜間人口が昼間人口を上回っている。行政区別では、中央区が125.3%、美浜区が112.8%と昼間人口が夜間人口を上回っているが、他の4区は逆に、夜間人口が昼間人口を上回っている。</u></p>

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後																																																																
<p>昼夜間人口比率<sup>↕</sup></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分<sup>↕</sup></th> <th>夜間人口：人(A)<sup>↕</sup></th> <th>昼間人口：人(B)<sup>↕</sup></th> <th>昼夜間人口比率<sup>↓</sup> (B/A)×100<sup>↕</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>中央区<sup>↕</sup></td><td>180,833<sup>↕</sup></td><td>249,071<sup>↕</sup></td><td>137.7<sup>↕</sup></td></tr> <tr><td>花見川区<sup>↕</sup></td><td>181,545<sup>↕</sup></td><td>137,007<sup>↕</sup></td><td>75.5<sup>↕</sup></td></tr> <tr><td>稲毛区<sup>↕</sup></td><td>149,674<sup>↕</sup></td><td>135,590<sup>↕</sup></td><td>90.6<sup>↕</sup></td></tr> <tr><td>若葉区<sup>↕</sup></td><td>149,269<sup>↕</sup></td><td>125,740<sup>↕</sup></td><td>84.2<sup>↕</sup></td></tr> <tr><td>緑区<sup>↕</sup></td><td>112,722<sup>↕</sup></td><td>87,495<sup>↕</sup></td><td>77.6<sup>↕</sup></td></tr> <tr><td>美浜区<sup>↕</sup></td><td>145,507<sup>↕</sup></td><td>159,124<sup>↕</sup></td><td>109.4<sup>↕</sup></td></tr> <tr><td>計<sup>↕</sup></td><td>919,550<sup>↕</sup></td><td>894,027<sup>↕</sup></td><td>97.2<sup>↕</sup></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">国勢調査（平成17年 総務省統計局）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>夜間人口 915,550人</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>昼間人口 894,027人<sup>↕</sup></p> </div> </div>	区分 <sup>↕</sup>	夜間人口：人(A) <sup>↕</sup>	昼間人口：人(B) <sup>↕</sup>	昼夜間人口比率 <sup>↓</sup> (B/A)×100 <sup>↕</sup>	中央区 <sup>↕</sup>	180,833 <sup>↕</sup>	249,071 <sup>↕</sup>	137.7 <sup>↕</sup>	花見川区 <sup>↕</sup>	181,545 <sup>↕</sup>	137,007 <sup>↕</sup>	75.5 <sup>↕</sup>	稲毛区 <sup>↕</sup>	149,674 <sup>↕</sup>	135,590 <sup>↕</sup>	90.6 <sup>↕</sup>	若葉区 <sup>↕</sup>	149,269 <sup>↕</sup>	125,740 <sup>↕</sup>	84.2 <sup>↕</sup>	緑区 <sup>↕</sup>	112,722 <sup>↕</sup>	87,495 <sup>↕</sup>	77.6 <sup>↕</sup>	美浜区 <sup>↕</sup>	145,507 <sup>↕</sup>	159,124 <sup>↕</sup>	109.4 <sup>↕</sup>	計 <sup>↕</sup>	919,550 <sup>↕</sup>	894,027 <sup>↕</sup>	97.2 <sup>↕</sup>	<p>昼夜間人口比率<sup>↕</sup></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分<sup>↕</sup></th> <th>夜間人口：人(A)<sup>↕</sup></th> <th>昼間人口：人(B)<sup>↕</sup></th> <th>昼夜間人口比率<sup>↓</sup> (B/A)×100<sup>↕</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>中央区<sup>↕</sup></td><td>199,364<sup>↕</sup></td><td>249,791<sup>↕</sup></td><td>125.3<sup>↕</sup></td></tr> <tr><td>花見川区<sup>↕</sup></td><td>180,949<sup>↕</sup></td><td>142,802<sup>↕</sup></td><td>78.9<sup>↕</sup></td></tr> <tr><td>稲毛区<sup>↕</sup></td><td>157,768<sup>↕</sup></td><td>145,397<sup>↕</sup></td><td>92.2<sup>↕</sup></td></tr> <tr><td>若葉区<sup>↕</sup></td><td>151,535<sup>↕</sup></td><td>132,661<sup>↕</sup></td><td>87.5<sup>↕</sup></td></tr> <tr><td>緑区<sup>↕</sup></td><td>121,921<sup>↕</sup></td><td>98,063<sup>↕</sup></td><td>80.4<sup>↕</sup></td></tr> <tr><td>美浜区<sup>↕</sup></td><td>150,162<sup>↕</sup></td><td>169,434<sup>↕</sup></td><td>112.8<sup>↕</sup></td></tr> <tr><td>計<sup>↕</sup></td><td>961,749<sup>↕</sup></td><td>938,148<sup>↕</sup></td><td>97.5<sup>↕</sup></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">国勢調査（平成22年 総務省統計局）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>夜間人口 961,749人</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>昼間人口 938,148人<sup>↕</sup></p> </div> </div>	区分 <sup>↕</sup>	夜間人口：人(A) <sup>↕</sup>	昼間人口：人(B) <sup>↕</sup>	昼夜間人口比率 <sup>↓</sup> (B/A)×100 <sup>↕</sup>	中央区 <sup>↕</sup>	199,364 <sup>↕</sup>	249,791 <sup>↕</sup>	125.3 <sup>↕</sup>	花見川区 <sup>↕</sup>	180,949 <sup>↕</sup>	142,802 <sup>↕</sup>	78.9 <sup>↕</sup>	稲毛区 <sup>↕</sup>	157,768 <sup>↕</sup>	145,397 <sup>↕</sup>	92.2 <sup>↕</sup>	若葉区 <sup>↕</sup>	151,535 <sup>↕</sup>	132,661 <sup>↕</sup>	87.5 <sup>↕</sup>	緑区 <sup>↕</sup>	121,921 <sup>↕</sup>	98,063 <sup>↕</sup>	80.4 <sup>↕</sup>	美浜区 <sup>↕</sup>	150,162 <sup>↕</sup>	169,434 <sup>↕</sup>	112.8 <sup>↕</sup>	計 <sup>↕</sup>	961,749 <sup>↕</sup>	938,148 <sup>↕</sup>	97.5 <sup>↕</sup>
区分 <sup>↕</sup>	夜間人口：人(A) <sup>↕</sup>	昼間人口：人(B) <sup>↕</sup>	昼夜間人口比率 <sup>↓</sup> (B/A)×100 <sup>↕</sup>																																																														
中央区 <sup>↕</sup>	180,833 <sup>↕</sup>	249,071 <sup>↕</sup>	137.7 <sup>↕</sup>																																																														
花見川区 <sup>↕</sup>	181,545 <sup>↕</sup>	137,007 <sup>↕</sup>	75.5 <sup>↕</sup>																																																														
稲毛区 <sup>↕</sup>	149,674 <sup>↕</sup>	135,590 <sup>↕</sup>	90.6 <sup>↕</sup>																																																														
若葉区 <sup>↕</sup>	149,269 <sup>↕</sup>	125,740 <sup>↕</sup>	84.2 <sup>↕</sup>																																																														
緑区 <sup>↕</sup>	112,722 <sup>↕</sup>	87,495 <sup>↕</sup>	77.6 <sup>↕</sup>																																																														
美浜区 <sup>↕</sup>	145,507 <sup>↕</sup>	159,124 <sup>↕</sup>	109.4 <sup>↕</sup>																																																														
計 <sup>↕</sup>	919,550 <sup>↕</sup>	894,027 <sup>↕</sup>	97.2 <sup>↕</sup>																																																														
区分 <sup>↕</sup>	夜間人口：人(A) <sup>↕</sup>	昼間人口：人(B) <sup>↕</sup>	昼夜間人口比率 <sup>↓</sup> (B/A)×100 <sup>↕</sup>																																																														
中央区 <sup>↕</sup>	199,364 <sup>↕</sup>	249,791 <sup>↕</sup>	125.3 <sup>↕</sup>																																																														
花見川区 <sup>↕</sup>	180,949 <sup>↕</sup>	142,802 <sup>↕</sup>	78.9 <sup>↕</sup>																																																														
稲毛区 <sup>↕</sup>	157,768 <sup>↕</sup>	145,397 <sup>↕</sup>	92.2 <sup>↕</sup>																																																														
若葉区 <sup>↕</sup>	151,535 <sup>↕</sup>	132,661 <sup>↕</sup>	87.5 <sup>↕</sup>																																																														
緑区 <sup>↕</sup>	121,921 <sup>↕</sup>	98,063 <sup>↕</sup>	80.4 <sup>↕</sup>																																																														
美浜区 <sup>↕</sup>	150,162 <sup>↕</sup>	169,434 <sup>↕</sup>	112.8 <sup>↕</sup>																																																														
計 <sup>↕</sup>	961,749 <sup>↕</sup>	938,148 <sup>↕</sup>	97.5 <sup>↕</sup>																																																														

## 千葉市国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">流出人口割合内訳 199,207人 (15歳以上)</p> <p style="text-align: center;">流入人口割合内訳 174,138人 (15歳以上)</p> </div> <p>(2) 都市構造等</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 建物分布等</p> <p>本市の建物の棟数(平成21年1月1日現在)は、220,169棟で、このうち木造家屋は、全体の74.8%にあたる164,601棟(千葉市統計書平成21年度版)であり、美浜区のを除く全ての区で木造家屋の比率は7割を超えている。</p> <p>また、百貨店、映画館、ホテル、病院など、不特定多数の人々が入り出りする施設で、消防法で定める特定防火対象物となっているものは、5,100(平成22年3月31日)あり、特に中央区に集中している。</p>	<div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">流出人口割合内訳 212,079人 (15歳以上)</p> <p style="text-align: center;">流入人口割合内訳 168,733人 (15歳以上)</p> </div> <p>(2) 都市構造等</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 建物分布等</p> <p>本市の建物の棟数は、457,190棟で、住宅棟数は197,070棟であり、住宅における木造建物の割合は9割近くにのぼる。(千葉市統計書平成28年度版)</p> <p>また、百貨店、映画館、ホテル、病院など、不特定多数の人々が入り出りする施設で、消防法で定める特定防火対象物となっているものは、5,381(平成29年3月31日)あり、特に中央区に集中している。</p>

# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

改正前

改正後

④ ライフライン施設

④ ライフライン施設

項目	指標値	単位	時点・期間
電灯消費量	25.96	億 kWh	平成 20 年
電力消費量	78.38		
都市ガス消費量（家庭用）	109,941	千 m <sup>3</sup>	平成 20 年
上水道給水人口	915,826	人	平成 20 年度
上水道給水区域人口	948,402		
上水道年間給水量	95,200	千 m <sup>3</sup>	平成 20 年度
下水道処理区域人口	920,581	人	平成 20 年度末
下水道処理区域面積	120.0	km <sup>2</sup>	
下水道普及率	97.1	%	
加入電話数	245,617	台	

千葉市統計課

項目	指標値	単位	時点・期間
電灯消費量	23.9	億 kWh	平成 27 年
電力消費量	60.35		
都市ガス消費量（家庭用）	101,989	千 m <sup>3</sup>	平成 27 年
上水道給水人口	941,501	人	平成 27 年度
上水道給水区域人口	982,362		
上水道年間給水量	83,732	千 m <sup>3</sup>	平成 26 年度
下水道処理区域人口	938,301	人	平成 27 年度
下水道処理区域面積	122.1	km <sup>2</sup>	平成 26 年度
下水道普及率	97.3	%	平成 26 年度
加入電話数	135,561	台	平成 26 年度

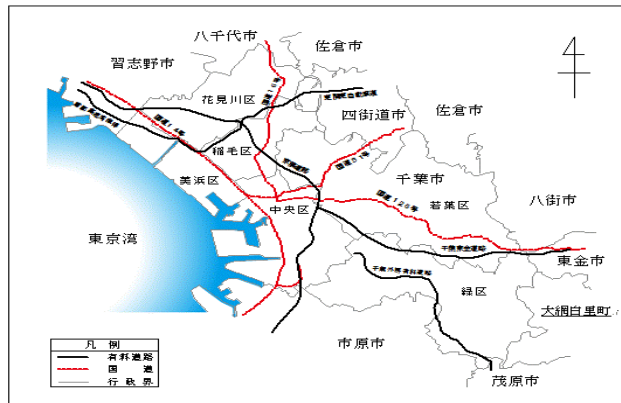
千葉市政策企画課統計室

(3) 交通

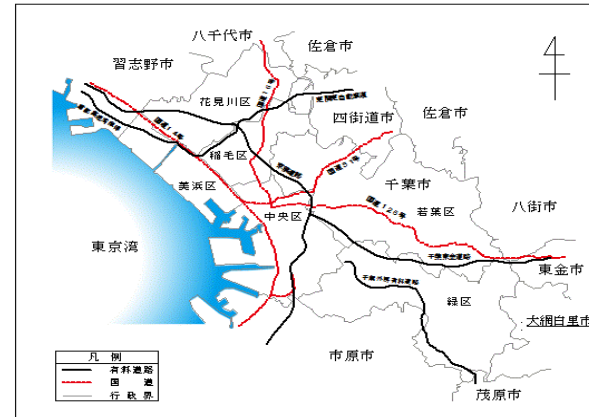
(3) 交通

(略)

(略)

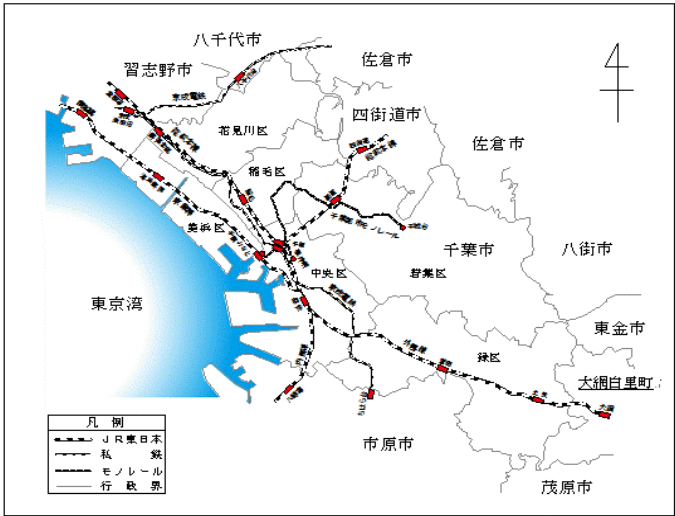
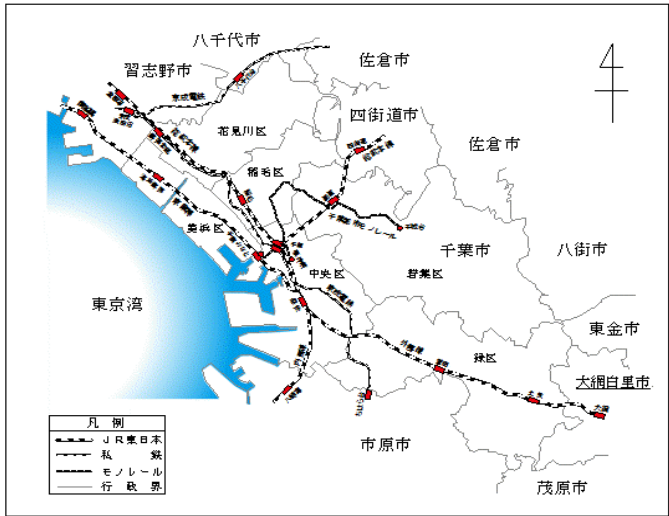


道路の位置



道路の位置

## 千葉市国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>② 鉄道</p> <p>(略)</p> <p>そのほか、乗車人員が1日平均2万人を超える駅として、<u>J R幕張本郷駅(約2万6千人)</u>、<u>新検見川駅(約2万4千人)</u>、<u>西千葉駅(約2万4千人)</u>、<u>都賀駅(約2万人)</u>、<u>蘇我駅(約3万1千人)</u>、<u>稲毛海岸駅(約2万3千人)</u>がある。</p> <p>また、J Rを除く私鉄各駅は、京成千葉線の京成千葉駅(約1万2千人)、京成中央駅(約7千人)、京成幕張本郷駅(約6千4百人)、千葉都市モノレールの千葉駅(約1万1千人)、千葉みなと駅(約6千7百人)、都賀駅(約5千6百人)のほかは、いずれも乗車人員が1日平均5千人に満たない。</p> <p>(略)</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p style="text-align: center;">鉄道等の位置</p> </div>	<p>② 鉄道</p> <p>(略)</p> <p>そのほか、乗車人員が1日平均2万人を超える駅として、<u>J R蘇我駅(約3万2千人)</u>、<u>幕張本郷駅(約2万8千人)</u>、<u>新検見川駅(約2万3千人)</u>、<u>西千葉駅(約2万3千人)</u>、<u>稲毛海岸駅(約2万2千人)</u>、<u>都賀駅(約2万1千人)</u>、<u>鎌取駅(約2万人)</u>がある。</p> <p>また、J Rを除く私鉄各駅は、京成千葉線の京成千葉駅(約1万4千人)、千葉中央駅(約8千4百人)、京成幕張本郷駅(約7千5百人)、千葉都市モノレールの千葉駅(約1万1千人)、千葉みなと駅(約7千5百人)、都賀駅(約5千9百人)のほかは、いずれも乗車人員が1日平均5千人に満たない。</p> <p>(略)</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p style="text-align: center;">鉄道等の位置</p> </div>

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後																
<p>③ 港湾</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">千葉港の概要<sup>4)</sup></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">公共主要施設<sup>4)</sup></th> <th style="width: 15%;">対象船舶<sup>4)</sup></th> <th style="width: 15%;">港格<sup>4)</sup></th> <th style="width: 45%;">備考<sup>4)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共けい船岸壁<sup>4)</sup></li> <li style="padding-left: 20px;">水深4.5m～12m<sup>4)</sup></li> <li style="padding-left: 20px;">総延長11,806m(94バース)<sup>4)</sup></li> <li>・物揚場等<sup>4)</sup></li> <li style="padding-left: 20px;">総延長6,512m<sup>4)</sup></li> <li>・ガントリークレーン2基<sup>4)</sup></li> </ul> </td> <td>                     300～30,000<sup>4)</sup> 重量トン※<sup>4)</sup> </td> <td>国際拠点港湾※<sup>4)</sup></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重化学工業及びエネルギー基地等、産業機能集積港湾<sup>4)</sup></li> <li>・人工海浜・港湾緑地等親水機能の充実<sup>4)</sup></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※注 重量トン : ほぼ船舶が積載出来る貨物の量を示す。<sup>4)</sup> 国際拠点港湾: 国際海上貨物輸送用の拠点となる港湾として、港湾法等の政令で定められた港湾。<sup>4)</sup></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 石油コンビナート</p> <p>(略)</p> <p>このうち、京葉臨海中部地区は、千葉市、市原市及び袖ヶ浦市に位置し、面積45.2k㎡、総事業所数171社、そのうち61の特定事業所(第1種事業所30(レイアウト事業所23)、第2種事業所31)で形成されており、全国85の特別防災区域のうち、面積及び危険物の貯蔵、取扱量とも全国有数であり、石油精製、石油化学業を主体とする地区である。</p>	公共主要施設 <sup>4)</sup>	対象船舶 <sup>4)</sup>	港格 <sup>4)</sup>	備考 <sup>4)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共けい船岸壁<sup>4)</sup></li> <li style="padding-left: 20px;">水深4.5m～12m<sup>4)</sup></li> <li style="padding-left: 20px;">総延長11,806m(94バース)<sup>4)</sup></li> <li>・物揚場等<sup>4)</sup></li> <li style="padding-left: 20px;">総延長6,512m<sup>4)</sup></li> <li>・ガントリークレーン2基<sup>4)</sup></li> </ul>	300～30,000 <sup>4)</sup> 重量トン※ <sup>4)</sup>	国際拠点港湾※ <sup>4)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重化学工業及びエネルギー基地等、産業機能集積港湾<sup>4)</sup></li> <li>・人工海浜・港湾緑地等親水機能の充実<sup>4)</sup></li> </ul>	<p>③ 港湾</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">千葉港の概要<sup>4)</sup></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">公共主要施設<sup>4)</sup></th> <th style="width: 15%;">対象船舶<sup>4)</sup></th> <th style="width: 15%;">港格<sup>4)</sup></th> <th style="width: 45%;">備考<sup>4)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共けい船岸壁<sup>4)</sup></li> <li style="padding-left: 20px;">水深4.5m～12m<sup>4)</sup></li> <li style="padding-left: 20px;">総延長11,240m(94バース)<sup>4)</sup></li> <li>・物揚場等<sup>4)</sup></li> <li style="padding-left: 20px;">総延長8,339m<sup>4)</sup></li> <li>・ガントリークレーン2基<sup>4)</sup></li> </ul> </td> <td>                     300～30,000<sup>4)</sup> 重量トン※<sup>4)</sup> </td> <td>国際拠点港湾※<sup>4)</sup></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重化学工業及びエネルギー基地等、産業機能集積港湾<sup>4)</sup></li> <li>・人工海浜・港湾緑地等親水機能の充実<sup>4)</sup></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※注 重量トン : ほぼ船舶が積載出来る貨物の量を示す。<sup>4)</sup> 国際拠点港湾: 国際海上貨物輸送用の拠点となる港湾として、港湾法等の政令で定められた港湾。<sup>4)</sup></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 石油コンビナート</p> <p>(略)</p> <p>このうち、京葉臨海中部地区は、千葉市、市原市及び袖ヶ浦市に位置し、面積45.19k㎡、総事業所数303社、そのうち62の特定事業所(第1種事業所30(レイアウト事業所23)、第2種事業所32)で形成されており、全国85の特別防災区域のうち、面積及び危険物の貯蔵、取扱量とも全国有数であり、石油精製、石油化学業を主体とする地区である。</p>	公共主要施設 <sup>4)</sup>	対象船舶 <sup>4)</sup>	港格 <sup>4)</sup>	備考 <sup>4)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共けい船岸壁<sup>4)</sup></li> <li style="padding-left: 20px;">水深4.5m～12m<sup>4)</sup></li> <li style="padding-left: 20px;">総延長11,240m(94バース)<sup>4)</sup></li> <li>・物揚場等<sup>4)</sup></li> <li style="padding-left: 20px;">総延長8,339m<sup>4)</sup></li> <li>・ガントリークレーン2基<sup>4)</sup></li> </ul>	300～30,000 <sup>4)</sup> 重量トン※ <sup>4)</sup>	国際拠点港湾※ <sup>4)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重化学工業及びエネルギー基地等、産業機能集積港湾<sup>4)</sup></li> <li>・人工海浜・港湾緑地等親水機能の充実<sup>4)</sup></li> </ul>
公共主要施設 <sup>4)</sup>	対象船舶 <sup>4)</sup>	港格 <sup>4)</sup>	備考 <sup>4)</sup>														
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共けい船岸壁<sup>4)</sup></li> <li style="padding-left: 20px;">水深4.5m～12m<sup>4)</sup></li> <li style="padding-left: 20px;">総延長11,806m(94バース)<sup>4)</sup></li> <li>・物揚場等<sup>4)</sup></li> <li style="padding-left: 20px;">総延長6,512m<sup>4)</sup></li> <li>・ガントリークレーン2基<sup>4)</sup></li> </ul>	300～30,000 <sup>4)</sup> 重量トン※ <sup>4)</sup>	国際拠点港湾※ <sup>4)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重化学工業及びエネルギー基地等、産業機能集積港湾<sup>4)</sup></li> <li>・人工海浜・港湾緑地等親水機能の充実<sup>4)</sup></li> </ul>														
公共主要施設 <sup>4)</sup>	対象船舶 <sup>4)</sup>	港格 <sup>4)</sup>	備考 <sup>4)</sup>														
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共けい船岸壁<sup>4)</sup></li> <li style="padding-left: 20px;">水深4.5m～12m<sup>4)</sup></li> <li style="padding-left: 20px;">総延長11,240m(94バース)<sup>4)</sup></li> <li>・物揚場等<sup>4)</sup></li> <li style="padding-left: 20px;">総延長8,339m<sup>4)</sup></li> <li>・ガントリークレーン2基<sup>4)</sup></li> </ul>	300～30,000 <sup>4)</sup> 重量トン※ <sup>4)</sup>	国際拠点港湾※ <sup>4)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重化学工業及びエネルギー基地等、産業機能集積港湾<sup>4)</sup></li> <li>・人工海浜・港湾緑地等親水機能の充実<sup>4)</sup></li> </ul>														

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後																																																																																			
<p>千葉県国民保護計画</p> <p>京葉臨海中部地区特別防災区域概況表<sup>ウ</sup></p> <p style="text-align: right;">(平成22年4月現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関係市<sup>ウ</sup></th> <th rowspan="2">区域面積<sup>ウ</sup> km<sup>2</sup></th> <th colspan="2">貯蔵・取扱・処理量<sup>ウ</sup></th> <th colspan="3">特定事業所*2<sup>ウ</sup></th> <th rowspan="2">その他事業所<sup>ウ</sup> (うち石油を取り扱う事業所)</th> </tr> <tr> <th>石油<sup>ウ</sup> 千kl<sup>ウ</sup></th> <th>高圧ガス<sup>ウ</sup> 百万Nm<sup>3</sup>*1<sup>ウ</sup></th> <th>総数<sup>ウ</sup></th> <th>第一種事業所<sup>ウ</sup> (うちレイアウト事業所*3)<sup>ウ</sup></th> <th>第二種事業所<sup>ウ</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉市<sup>ウ</sup></td> <td rowspan="4">45.2<sup>ウ</sup></td> <td>431<sup>ウ</sup></td> <td>31<sup>ウ</sup></td> <td>8<sup>ウ</sup></td> <td>5(3)<sup>ウ</sup></td> <td>3<sup>ウ</sup></td> <td>18(18)<sup>ウ</sup></td> </tr> <tr> <td>市原市<sup>ウ</sup></td> <td>16,808<sup>ウ</sup></td> <td>2,097<sup>ウ</sup></td> <td>37<sup>ウ</sup></td> <td>18(18)<sup>ウ</sup></td> <td>19<sup>ウ</sup></td> <td>70(41)<sup>ウ</sup></td> </tr> <tr> <td>袖ヶ浦市<sup>ウ</sup></td> <td>4,149<sup>ウ</sup></td> <td>257<sup>ウ</sup></td> <td>16<sup>ウ</sup></td> <td>7(4)<sup>ウ</sup></td> <td>9<sup>ウ</sup></td> <td>22(22)<sup>ウ</sup></td> </tr> <tr> <td>小計<sup>ウ</sup></td> <td>21,388<sup>ウ</sup></td> <td>2,385<sup>ウ</sup></td> <td>61<sup>ウ</sup></td> <td>30(23)<sup>ウ</sup></td> <td>31<sup>ウ</sup></td> <td>110(81)<sup>ウ</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 Nm<sup>3</sup>: 0℃1気圧における気体の体積を表す単位<sup>ウ</sup></p> <p>*2 特定事業所: 石油の貯蔵・取扱量が一定基準量以上の事業所などで石油コンビナート等災害防止法の規制を受ける事業所<sup>ウ</sup></p> <p>*3 レイアウト事業所: 石油と高圧ガスの両方を貯蔵し取り扱っている事業所<sup>ウ</sup></p> <p>3 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>第2編 武力攻撃事態等への備えと対処 (略)</p> <p>第1章 平素からの備え (略)</p> <p>第1 組織及び体制の整備</p> <p>1 市における組織・体制の整備 【法第41条】</p>	関係市 <sup>ウ</sup>	区域面積 <sup>ウ</sup> km <sup>2</sup>	貯蔵・取扱・処理量 <sup>ウ</sup>		特定事業所*2 <sup>ウ</sup>			その他事業所 <sup>ウ</sup> (うち石油を取り扱う事業所)	石油 <sup>ウ</sup> 千kl <sup>ウ</sup>	高圧ガス <sup>ウ</sup> 百万Nm <sup>3</sup> *1 <sup>ウ</sup>	総数 <sup>ウ</sup>	第一種事業所 <sup>ウ</sup> (うちレイアウト事業所*3) <sup>ウ</sup>	第二種事業所 <sup>ウ</sup>	千葉市 <sup>ウ</sup>	45.2 <sup>ウ</sup>	431 <sup>ウ</sup>	31 <sup>ウ</sup>	8 <sup>ウ</sup>	5(3) <sup>ウ</sup>	3 <sup>ウ</sup>	18(18) <sup>ウ</sup>	市原市 <sup>ウ</sup>	16,808 <sup>ウ</sup>	2,097 <sup>ウ</sup>	37 <sup>ウ</sup>	18(18) <sup>ウ</sup>	19 <sup>ウ</sup>	70(41) <sup>ウ</sup>	袖ヶ浦市 <sup>ウ</sup>	4,149 <sup>ウ</sup>	257 <sup>ウ</sup>	16 <sup>ウ</sup>	7(4) <sup>ウ</sup>	9 <sup>ウ</sup>	22(22) <sup>ウ</sup>	小計 <sup>ウ</sup>	21,388 <sup>ウ</sup>	2,385 <sup>ウ</sup>	61 <sup>ウ</sup>	30(23) <sup>ウ</sup>	31 <sup>ウ</sup>	110(81) <sup>ウ</sup>	<p>千葉県国民保護計画</p> <p>京葉臨海中部地区特別防災区域概況表<sup>ウ</sup></p> <p style="text-align: right;">(平成28年4月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関係市<sup>ウ</sup></th> <th rowspan="2">区域面積<sup>ウ</sup> km<sup>2</sup></th> <th colspan="2">貯蔵・取扱・処理量<sup>ウ</sup></th> <th colspan="2">特定事業所*2<sup>ウ</sup></th> <th rowspan="2">その他事業所<sup>ウ</sup> (うち石油を取り扱う事業所)</th> </tr> <tr> <th>石油<sup>ウ</sup> 千kl<sup>ウ</sup></th> <th>高圧ガス<sup>ウ</sup> 百万Nm<sup>3</sup>*1<sup>ウ</sup></th> <th>総数<sup>ウ</sup> (うちレイアウト事業所*3)<sup>ウ</sup></th> <th>第一種事業所<sup>ウ</sup></th> <th>第二種事業所<sup>ウ</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉市<sup>ウ</sup></td> <td rowspan="4">45.19<sup>ウ</sup></td> <td>405<sup>ウ</sup></td> <td>31<sup>ウ</sup></td> <td>8<sup>ウ</sup></td> <td>5(3)<sup>ウ</sup></td> <td>3<sup>ウ</sup></td> <td>109(21)<sup>ウ</sup></td> </tr> <tr> <td>市原市<sup>ウ</sup></td> <td>15,224<sup>ウ</sup></td> <td>2,108<sup>ウ</sup></td> <td>37<sup>ウ</sup></td> <td>18(18)<sup>ウ</sup></td> <td>19<sup>ウ</sup></td> <td>111(40)<sup>ウ</sup></td> </tr> <tr> <td>袖ヶ浦市<sup>ウ</sup></td> <td>4,451<sup>ウ</sup></td> <td>263<sup>ウ</sup></td> <td>17<sup>ウ</sup></td> <td>7(4)<sup>ウ</sup></td> <td>10<sup>ウ</sup></td> <td>21(21)<sup>ウ</sup></td> </tr> <tr> <td>小計<sup>ウ</sup></td> <td>20,080<sup>ウ</sup></td> <td>2,402<sup>ウ</sup></td> <td>62<sup>ウ</sup></td> <td>30(23)<sup>ウ</sup></td> <td>32<sup>ウ</sup></td> <td>241(82)<sup>ウ</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 Nm<sup>3</sup>: 0℃1気圧における気体の体積を表す単位<sup>ウ</sup></p> <p>*2 特定事業所: 石油の貯蔵・取扱量が一定基準量以上の事業所などで石油コンビナート等災害防止法の規制を受ける事業所<sup>ウ</sup></p> <p>*3 レイアウト事業所: 石油と高圧ガスの両方を貯蔵し取り扱っている事業所<sup>ウ</sup></p> <p>3 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>第2編 武力攻撃事態等への備えと対処 (略)</p> <p>第1章 平素からの備え (略)</p> <p>第1 組織及び体制の整備</p> <p>1 市における組織・体制の整備 【法第41条】</p>	関係市 <sup>ウ</sup>	区域面積 <sup>ウ</sup> km <sup>2</sup>	貯蔵・取扱・処理量 <sup>ウ</sup>		特定事業所*2 <sup>ウ</sup>		その他事業所 <sup>ウ</sup> (うち石油を取り扱う事業所)	石油 <sup>ウ</sup> 千kl <sup>ウ</sup>	高圧ガス <sup>ウ</sup> 百万Nm <sup>3</sup> *1 <sup>ウ</sup>	総数 <sup>ウ</sup> (うちレイアウト事業所*3) <sup>ウ</sup>	第一種事業所 <sup>ウ</sup>	第二種事業所 <sup>ウ</sup>	千葉市 <sup>ウ</sup>	45.19 <sup>ウ</sup>	405 <sup>ウ</sup>	31 <sup>ウ</sup>	8 <sup>ウ</sup>	5(3) <sup>ウ</sup>	3 <sup>ウ</sup>	109(21) <sup>ウ</sup>	市原市 <sup>ウ</sup>	15,224 <sup>ウ</sup>	2,108 <sup>ウ</sup>	37 <sup>ウ</sup>	18(18) <sup>ウ</sup>	19 <sup>ウ</sup>	111(40) <sup>ウ</sup>	袖ヶ浦市 <sup>ウ</sup>	4,451 <sup>ウ</sup>	263 <sup>ウ</sup>	17 <sup>ウ</sup>	7(4) <sup>ウ</sup>	10 <sup>ウ</sup>	21(21) <sup>ウ</sup>	小計 <sup>ウ</sup>	20,080 <sup>ウ</sup>	2,402 <sup>ウ</sup>	62 <sup>ウ</sup>	30(23) <sup>ウ</sup>	32 <sup>ウ</sup>	241(82) <sup>ウ</sup>
関係市 <sup>ウ</sup>			区域面積 <sup>ウ</sup> km <sup>2</sup>	貯蔵・取扱・処理量 <sup>ウ</sup>		特定事業所*2 <sup>ウ</sup>			その他事業所 <sup>ウ</sup> (うち石油を取り扱う事業所)																																																																											
	石油 <sup>ウ</sup> 千kl <sup>ウ</sup>	高圧ガス <sup>ウ</sup> 百万Nm <sup>3</sup> *1 <sup>ウ</sup>		総数 <sup>ウ</sup>	第一種事業所 <sup>ウ</sup> (うちレイアウト事業所*3) <sup>ウ</sup>	第二種事業所 <sup>ウ</sup>																																																																														
千葉市 <sup>ウ</sup>	45.2 <sup>ウ</sup>	431 <sup>ウ</sup>	31 <sup>ウ</sup>	8 <sup>ウ</sup>	5(3) <sup>ウ</sup>	3 <sup>ウ</sup>	18(18) <sup>ウ</sup>																																																																													
市原市 <sup>ウ</sup>		16,808 <sup>ウ</sup>	2,097 <sup>ウ</sup>	37 <sup>ウ</sup>	18(18) <sup>ウ</sup>	19 <sup>ウ</sup>	70(41) <sup>ウ</sup>																																																																													
袖ヶ浦市 <sup>ウ</sup>		4,149 <sup>ウ</sup>	257 <sup>ウ</sup>	16 <sup>ウ</sup>	7(4) <sup>ウ</sup>	9 <sup>ウ</sup>	22(22) <sup>ウ</sup>																																																																													
小計 <sup>ウ</sup>		21,388 <sup>ウ</sup>	2,385 <sup>ウ</sup>	61 <sup>ウ</sup>	30(23) <sup>ウ</sup>	31 <sup>ウ</sup>	110(81) <sup>ウ</sup>																																																																													
関係市 <sup>ウ</sup>	区域面積 <sup>ウ</sup> km <sup>2</sup>	貯蔵・取扱・処理量 <sup>ウ</sup>		特定事業所*2 <sup>ウ</sup>		その他事業所 <sup>ウ</sup> (うち石油を取り扱う事業所)																																																																														
		石油 <sup>ウ</sup> 千kl <sup>ウ</sup>	高圧ガス <sup>ウ</sup> 百万Nm <sup>3</sup> *1 <sup>ウ</sup>	総数 <sup>ウ</sup> (うちレイアウト事業所*3) <sup>ウ</sup>	第一種事業所 <sup>ウ</sup>		第二種事業所 <sup>ウ</sup>																																																																													
千葉市 <sup>ウ</sup>	45.19 <sup>ウ</sup>	405 <sup>ウ</sup>	31 <sup>ウ</sup>	8 <sup>ウ</sup>	5(3) <sup>ウ</sup>	3 <sup>ウ</sup>	109(21) <sup>ウ</sup>																																																																													
市原市 <sup>ウ</sup>		15,224 <sup>ウ</sup>	2,108 <sup>ウ</sup>	37 <sup>ウ</sup>	18(18) <sup>ウ</sup>	19 <sup>ウ</sup>	111(40) <sup>ウ</sup>																																																																													
袖ヶ浦市 <sup>ウ</sup>		4,451 <sup>ウ</sup>	263 <sup>ウ</sup>	17 <sup>ウ</sup>	7(4) <sup>ウ</sup>	10 <sup>ウ</sup>	21(21) <sup>ウ</sup>																																																																													
小計 <sup>ウ</sup>		20,080 <sup>ウ</sup>	2,402 <sup>ウ</sup>	62 <sup>ウ</sup>	30(23) <sup>ウ</sup>	32 <sup>ウ</sup>	241(82) <sup>ウ</sup>																																																																													

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後																								
<p>(1) 市の各局・区等における平素の業務</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">【市の各局・区等における平素の業務】イメージ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部局名</th> <th style="width: 85%;">平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の動員及び配備に関する事。</li> <li>・ 国民の権利利益の救済に係る所管との調整に関する事。</li> <li>・ 在日外国人団体との情報連絡及び調整に関する事。</li> <li>・ 日本語を解さない外国人等の救援等の体制整備に関する事。</li> <li>・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事。</li> <li>・ 情報収集・提供及び通信に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総合政策局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報及び広聴に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">財政局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護関係予算処置に関する事。</li> <li>・ 市有財産の管理及び被害調査に関する事。</li> <li>・ 被災者に対する市税の減免措置等に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市民局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の保護に関する総合調整に関する事。</li> <li>・ 市国民保護協議会の運営に関する事。</li> <li>・ 市国民保護計画に関する事。</li> <li>・ 初動体制及び職員参集基準の整備に関する事。</li> <li>・ 県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡体制の整備に関する事。</li> <li>・ 国民保護に係る啓発に関する事。</li> <li>・ 国民保護に係る研修、訓練の総合調整に関する事。</li> <li>・ 特殊標章等の交付等に関する事（消防職員に係るものを除く）。</li> <li>・ 通信体制の整備に関する事。</li> <li>・ 市民等に対する情報伝達体制の整備に関する事。</li> <li>・ 避難施設の指定に関する事。</li> <li>・ 被災情報及び安否情報の収集・提供体制の整備に関する事。</li> <li>・ 災害時要保護者の対策に関する事。</li> <li>・ 自主防災組織等の支援に関する事。</li> <li>・ 物資・資機材（他局・区に属さないもの）の備蓄に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保健福祉局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者の医療、助産、救護に関する事。</li> <li>・ 保健衛生・防疫活動に関する事。</li> <li>・ 医療品及び衛生資材等の確保に関する事。</li> <li>・ 市立若葉病院、市立海浜病院の医療及び救援活動に関する事。</li> <li>・ 飲料水及び食品の衛生に関する事。</li> <li>・ 死体の処理並びに埋葬及び火葬に関する事。</li> <li>・ 災害時要保護者の対策に関する事。</li> <li>・ 社会福祉施設の対策に関する事。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	部局名	平素の業務	総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の動員及び配備に関する事。</li> <li>・ 国民の権利利益の救済に係る所管との調整に関する事。</li> <li>・ 在日外国人団体との情報連絡及び調整に関する事。</li> <li>・ 日本語を解さない外国人等の救援等の体制整備に関する事。</li> <li>・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事。</li> <li>・ 情報収集・提供及び通信に関する事 など。</li> </ul>	総合政策局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報及び広聴に関する事 など。</li> </ul>	財政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護関係予算処置に関する事。</li> <li>・ 市有財産の管理及び被害調査に関する事。</li> <li>・ 被災者に対する市税の減免措置等に関する事 など。</li> </ul>	市民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の保護に関する総合調整に関する事。</li> <li>・ 市国民保護協議会の運営に関する事。</li> <li>・ 市国民保護計画に関する事。</li> <li>・ 初動体制及び職員参集基準の整備に関する事。</li> <li>・ 県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡体制の整備に関する事。</li> <li>・ 国民保護に係る啓発に関する事。</li> <li>・ 国民保護に係る研修、訓練の総合調整に関する事。</li> <li>・ 特殊標章等の交付等に関する事（消防職員に係るものを除く）。</li> <li>・ 通信体制の整備に関する事。</li> <li>・ 市民等に対する情報伝達体制の整備に関する事。</li> <li>・ 避難施設の指定に関する事。</li> <li>・ 被災情報及び安否情報の収集・提供体制の整備に関する事。</li> <li>・ 災害時要保護者の対策に関する事。</li> <li>・ 自主防災組織等の支援に関する事。</li> <li>・ 物資・資機材（他局・区に属さないもの）の備蓄に関する事 など。</li> </ul>	保健福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者の医療、助産、救護に関する事。</li> <li>・ 保健衛生・防疫活動に関する事。</li> <li>・ 医療品及び衛生資材等の確保に関する事。</li> <li>・ 市立若葉病院、市立海浜病院の医療及び救援活動に関する事。</li> <li>・ 飲料水及び食品の衛生に関する事。</li> <li>・ 死体の処理並びに埋葬及び火葬に関する事。</li> <li>・ 災害時要保護者の対策に関する事。</li> <li>・ 社会福祉施設の対策に関する事。</li> </ul>	<p>(1) 市の各局・区等における平素の業務</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">【市の各局・区等における平素の業務】イメージ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部局名</th> <th style="width: 85%;">平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の動員及び配備に関する事。</li> <li>・ 国民の権利利益の救済に係る所管との調整に関する事。</li> <li>・ 在日外国人団体との情報連絡及び調整に関する事。</li> <li>・ 日本語を解さない外国人等の救援等の体制整備に関する事。</li> <li>・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事。</li> <li>・ 情報収集・提供及び通信に関する事。</li> <li>・ 国民の保護に関する総合調整に関する事。</li> <li>・ 市国民保護協議会の運営に関する事。</li> <li>・ 市国民保護計画に関する事。</li> <li>・ 初動体制及び職員参集基準の整備に関する事。</li> <li>・ 県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡体制の整備に関する事。</li> <li>・ 国民保護に係る啓発に関する事。</li> <li>・ 国民保護に係る研修、訓練の総合調整に関する事。</li> <li>・ 特殊標章等の交付等に関する事（消防職員に係るものを除く）。</li> <li>・ 通信体制の整備に関する事。</li> <li>・ 市民等に対する情報伝達体制の整備に関する事。</li> <li>・ 避難施設の指定に関する事。</li> <li>・ 被災情報及び安否情報の収集・提供体制の整備に関する事。</li> <li>・ 要配慮者の対策に関する事。</li> <li>・ 自主防災組織等の支援に関する事。</li> <li>・ 物資・資機材（他局・区に属さないもの）の備蓄に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総合政策局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、県等に関する要望・陳情に関する事。</li> <li>・ 特命事項に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">財政局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護関係予算処置に関する事。</li> <li>・ 市有財産の管理及び被害調査に関する事。</li> <li>・ 被災者に対する市税の減免措置等に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市民局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民等に対する情報伝達体制の整備に関する事。</li> <li>・ 区役所活動の支援に関する事 など。</li> <li>・ 広報及び広聴に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保健福祉局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健衛生・防疫活動に関する事。</li> <li>・ 飲料水及び食品の衛生に関する事。</li> <li>・ 死体の処理並びに埋葬及び火葬に関する事。</li> <li>・ 要配慮者の対策に関する事。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	部局名	平素の業務	総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の動員及び配備に関する事。</li> <li>・ 国民の権利利益の救済に係る所管との調整に関する事。</li> <li>・ 在日外国人団体との情報連絡及び調整に関する事。</li> <li>・ 日本語を解さない外国人等の救援等の体制整備に関する事。</li> <li>・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事。</li> <li>・ 情報収集・提供及び通信に関する事。</li> <li>・ 国民の保護に関する総合調整に関する事。</li> <li>・ 市国民保護協議会の運営に関する事。</li> <li>・ 市国民保護計画に関する事。</li> <li>・ 初動体制及び職員参集基準の整備に関する事。</li> <li>・ 県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡体制の整備に関する事。</li> <li>・ 国民保護に係る啓発に関する事。</li> <li>・ 国民保護に係る研修、訓練の総合調整に関する事。</li> <li>・ 特殊標章等の交付等に関する事（消防職員に係るものを除く）。</li> <li>・ 通信体制の整備に関する事。</li> <li>・ 市民等に対する情報伝達体制の整備に関する事。</li> <li>・ 避難施設の指定に関する事。</li> <li>・ 被災情報及び安否情報の収集・提供体制の整備に関する事。</li> <li>・ 要配慮者の対策に関する事。</li> <li>・ 自主防災組織等の支援に関する事。</li> <li>・ 物資・資機材（他局・区に属さないもの）の備蓄に関する事 など。</li> </ul>	総合政策局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、県等に関する要望・陳情に関する事。</li> <li>・ 特命事項に関する事 など。</li> </ul>	財政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護関係予算処置に関する事。</li> <li>・ 市有財産の管理及び被害調査に関する事。</li> <li>・ 被災者に対する市税の減免措置等に関する事 など。</li> </ul>	市民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民等に対する情報伝達体制の整備に関する事。</li> <li>・ 区役所活動の支援に関する事 など。</li> <li>・ 広報及び広聴に関する事 など。</li> </ul>	保健福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健衛生・防疫活動に関する事。</li> <li>・ 飲料水及び食品の衛生に関する事。</li> <li>・ 死体の処理並びに埋葬及び火葬に関する事。</li> <li>・ 要配慮者の対策に関する事。</li> </ul>
部局名	平素の業務																								
総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の動員及び配備に関する事。</li> <li>・ 国民の権利利益の救済に係る所管との調整に関する事。</li> <li>・ 在日外国人団体との情報連絡及び調整に関する事。</li> <li>・ 日本語を解さない外国人等の救援等の体制整備に関する事。</li> <li>・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事。</li> <li>・ 情報収集・提供及び通信に関する事 など。</li> </ul>																								
総合政策局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報及び広聴に関する事 など。</li> </ul>																								
財政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護関係予算処置に関する事。</li> <li>・ 市有財産の管理及び被害調査に関する事。</li> <li>・ 被災者に対する市税の減免措置等に関する事 など。</li> </ul>																								
市民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の保護に関する総合調整に関する事。</li> <li>・ 市国民保護協議会の運営に関する事。</li> <li>・ 市国民保護計画に関する事。</li> <li>・ 初動体制及び職員参集基準の整備に関する事。</li> <li>・ 県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡体制の整備に関する事。</li> <li>・ 国民保護に係る啓発に関する事。</li> <li>・ 国民保護に係る研修、訓練の総合調整に関する事。</li> <li>・ 特殊標章等の交付等に関する事（消防職員に係るものを除く）。</li> <li>・ 通信体制の整備に関する事。</li> <li>・ 市民等に対する情報伝達体制の整備に関する事。</li> <li>・ 避難施設の指定に関する事。</li> <li>・ 被災情報及び安否情報の収集・提供体制の整備に関する事。</li> <li>・ 災害時要保護者の対策に関する事。</li> <li>・ 自主防災組織等の支援に関する事。</li> <li>・ 物資・資機材（他局・区に属さないもの）の備蓄に関する事 など。</li> </ul>																								
保健福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者の医療、助産、救護に関する事。</li> <li>・ 保健衛生・防疫活動に関する事。</li> <li>・ 医療品及び衛生資材等の確保に関する事。</li> <li>・ 市立若葉病院、市立海浜病院の医療及び救援活動に関する事。</li> <li>・ 飲料水及び食品の衛生に関する事。</li> <li>・ 死体の処理並びに埋葬及び火葬に関する事。</li> <li>・ 災害時要保護者の対策に関する事。</li> <li>・ 社会福祉施設の対策に関する事。</li> </ul>																								
部局名	平素の業務																								
総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の動員及び配備に関する事。</li> <li>・ 国民の権利利益の救済に係る所管との調整に関する事。</li> <li>・ 在日外国人団体との情報連絡及び調整に関する事。</li> <li>・ 日本語を解さない外国人等の救援等の体制整備に関する事。</li> <li>・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事。</li> <li>・ 情報収集・提供及び通信に関する事。</li> <li>・ 国民の保護に関する総合調整に関する事。</li> <li>・ 市国民保護協議会の運営に関する事。</li> <li>・ 市国民保護計画に関する事。</li> <li>・ 初動体制及び職員参集基準の整備に関する事。</li> <li>・ 県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡体制の整備に関する事。</li> <li>・ 国民保護に係る啓発に関する事。</li> <li>・ 国民保護に係る研修、訓練の総合調整に関する事。</li> <li>・ 特殊標章等の交付等に関する事（消防職員に係るものを除く）。</li> <li>・ 通信体制の整備に関する事。</li> <li>・ 市民等に対する情報伝達体制の整備に関する事。</li> <li>・ 避難施設の指定に関する事。</li> <li>・ 被災情報及び安否情報の収集・提供体制の整備に関する事。</li> <li>・ 要配慮者の対策に関する事。</li> <li>・ 自主防災組織等の支援に関する事。</li> <li>・ 物資・資機材（他局・区に属さないもの）の備蓄に関する事 など。</li> </ul>																								
総合政策局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、県等に関する要望・陳情に関する事。</li> <li>・ 特命事項に関する事 など。</li> </ul>																								
財政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護関係予算処置に関する事。</li> <li>・ 市有財産の管理及び被害調査に関する事。</li> <li>・ 被災者に対する市税の減免措置等に関する事 など。</li> </ul>																								
市民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民等に対する情報伝達体制の整備に関する事。</li> <li>・ 区役所活動の支援に関する事 など。</li> <li>・ 広報及び広聴に関する事 など。</li> </ul>																								
保健福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健衛生・防疫活動に関する事。</li> <li>・ 飲料水及び食品の衛生に関する事。</li> <li>・ 死体の処理並びに埋葬及び火葬に関する事。</li> <li>・ 要配慮者の対策に関する事。</li> </ul>																								



## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤十字標章等の交付等に関する事。</li> <li>・動物の保護等に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>こども未来局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者の対策に関する事。</li> <li>・社会福祉施設の対策に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>環境局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する事。</li> <li>・し尿の収集及び処理に関する事。</li> <li>・大気汚染・水質汚濁等の調査及び防止対策に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>経済農政局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>・商工業関係係書調査及び連絡調整に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>都市局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の建設及び管理に関する事。</li> <li>・市有建築物・公園施設等の応急復旧に関する事。</li> <li>・鉄道、モノレール、バスその他交通関係機関との連絡調整に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>建設局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の管理に関する事。</li> <li>・緊急輸送路の確保に関する事。</li> <li>・道路・橋梁等の保全に関する事。</li> <li>・公共下水道の保全に関する事。</li> <li>・下水処理場及びポンプ場等の保全に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>水道局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の確保に関する事。</li> <li>・市水道施設の保全に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>会計室。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護関係経費の出納に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>教育委員会、事務局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設等の避難所の開設に関する事。</li> <li>・児童生徒等の安全、避難計画に関する事。</li> <li>・児童生徒等の保護に関する事。</li> <li>・学用品の給与に関する事。</li> <li>・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会、事務局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>人事委員会、事務局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>監査委員、事務局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>農業委員会、事務局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>議会事務局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に係る議会活動に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>消防局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助活動を含む）。</li> <li>・緊急消防援助隊の受入れに関する事。</li> <li>・消防団活動に関する事。</li> <li>・生活関連等施設、危険物質等の取扱所の安全対策の支援に関する事。</li> <li>・特殊標章等の交付等に関する事（消防職員に係るものに限る）。</li> <li>・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>区役所。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警報等の伝達に関する事。</li> <li>・避難所の開設及び管理運営に関する事。</li> <li>・避難者の誘導及び救援に関する事。</li> <li>・避難者の医療、助産、救援に関する事。</li> <li>・安否情報の提供に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤十字標章等の交付等に関する事。</li> <li>・動物の保護等に関する事 など。</li> </ul>	こども未来局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者の対策に関する事。</li> <li>・社会福祉施設の対策に関する事 など。</li> </ul>	環境局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する事。</li> <li>・し尿の収集及び処理に関する事。</li> <li>・大気汚染・水質汚濁等の調査及び防止対策に関する事 など。</li> </ul>	経済農政局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>・商工業関係係書調査及び連絡調整に関する事 など。</li> </ul>	都市局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の建設及び管理に関する事。</li> <li>・市有建築物・公園施設等の応急復旧に関する事。</li> <li>・鉄道、モノレール、バスその他交通関係機関との連絡調整に関する事 など。</li> </ul>	建設局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の管理に関する事。</li> <li>・緊急輸送路の確保に関する事。</li> <li>・道路・橋梁等の保全に関する事。</li> <li>・公共下水道の保全に関する事。</li> <li>・下水処理場及びポンプ場等の保全に関する事 など。</li> </ul>	水道局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の確保に関する事。</li> <li>・市水道施設の保全に関する事 など。</li> </ul>	会計室。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護関係経費の出納に関する事 など。</li> </ul>	教育委員会、事務局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設等の避難所の開設に関する事。</li> <li>・児童生徒等の安全、避難計画に関する事。</li> <li>・児童生徒等の保護に関する事。</li> <li>・学用品の給与に関する事。</li> <li>・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事 など。</li> </ul>	選挙管理委員会、事務局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事。</li> </ul>	人事委員会、事務局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事。</li> </ul>	監査委員、事務局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事。</li> </ul>	農業委員会、事務局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事。</li> </ul>	議会事務局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に係る議会活動に関する事 など。</li> </ul>	消防局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助活動を含む）。</li> <li>・緊急消防援助隊の受入れに関する事。</li> <li>・消防団活動に関する事。</li> <li>・生活関連等施設、危険物質等の取扱所の安全対策の支援に関する事。</li> <li>・特殊標章等の交付等に関する事（消防職員に係るものに限る）。</li> <li>・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事 など。</li> </ul>	区役所。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警報等の伝達に関する事。</li> <li>・避難所の開設及び管理運営に関する事。</li> <li>・避難者の誘導及び救援に関する事。</li> <li>・避難者の医療、助産、救援に関する事。</li> <li>・安否情報の提供に関する事 など。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設の対策に関する事。</li> <li>・赤十字標章等の交付等に関する事。</li> <li>・動物の保護等に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>こども未来局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者の対策に関する事。</li> <li>・社会福祉施設の対策に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>環境局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する事。</li> <li>・し尿の収集及び処理に関する事。</li> <li>・大気汚染・水質汚濁等の調査及び防止対策に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>経済農政局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>・商工業関係係書調査及び連絡調整に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>都市局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の建設及び管理に関する事。</li> <li>・市有建築物・公園施設等の応急復旧に関する事。</li> <li>・鉄道、モノレール、バスその他交通関係機関との連絡調整に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>建設局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の管理に関する事。</li> <li>・緊急輸送路の確保に関する事。</li> <li>・道路・橋梁等の保全に関する事。</li> <li>・公共下水道の保全に関する事。</li> <li>・下水処理場及びポンプ場等の保全に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>区役所。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警報等の伝達に関する事。</li> <li>・市民等に対する情報伝達態勢の整備に関する事。</li> <li>・避難所の開設及び管理運営に関する事。</li> <li>・避難者の誘導及び救援に関する事。</li> <li>・避難者の医療、助産、救援に関する事。</li> <li>・安否情報の提供に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>消防局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助活動を含む）。</li> <li>・緊急消防援助隊の受入れに関する事。</li> <li>・消防団活動に関する事。</li> <li>・生活関連等施設、危険物質等の取扱所の安全対策の支援に関する事。</li> <li>・特殊標章等の交付等に関する事（消防職員に係るものに限る）。</li> <li>・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>水道局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の確保に関する事。</li> <li>・市水道施設の保全に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>病院局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の医療、助産、救援に関する事。</li> <li>・市立青葉病院、市立海浜病院の医療及び救援活動に関する事。</li> <li>・医療品及び衛生資材等の確保に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>会計室。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護関係経費の出納に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>教育委員会、事務局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設等の避難所の開設に関する事。</li> <li>・児童生徒等の安全、避難計画に関する事。</li> <li>・児童生徒等の保護に関する事。</li> <li>・学用品の給与に関する事。</li> <li>・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会、事務局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>人事委員会、事務局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>監査委員、事務局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>議会事務局。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に係る議会活動に関する事 など。</li> </ul> </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設の対策に関する事。</li> <li>・赤十字標章等の交付等に関する事。</li> <li>・動物の保護等に関する事 など。</li> </ul>	こども未来局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者の対策に関する事。</li> <li>・社会福祉施設の対策に関する事 など。</li> </ul>	環境局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する事。</li> <li>・し尿の収集及び処理に関する事。</li> <li>・大気汚染・水質汚濁等の調査及び防止対策に関する事 など。</li> </ul>	経済農政局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>・商工業関係係書調査及び連絡調整に関する事 など。</li> </ul>	都市局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の建設及び管理に関する事。</li> <li>・市有建築物・公園施設等の応急復旧に関する事。</li> <li>・鉄道、モノレール、バスその他交通関係機関との連絡調整に関する事 など。</li> </ul>	建設局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の管理に関する事。</li> <li>・緊急輸送路の確保に関する事。</li> <li>・道路・橋梁等の保全に関する事。</li> <li>・公共下水道の保全に関する事。</li> <li>・下水処理場及びポンプ場等の保全に関する事 など。</li> </ul>	区役所。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警報等の伝達に関する事。</li> <li>・市民等に対する情報伝達態勢の整備に関する事。</li> <li>・避難所の開設及び管理運営に関する事。</li> <li>・避難者の誘導及び救援に関する事。</li> <li>・避難者の医療、助産、救援に関する事。</li> <li>・安否情報の提供に関する事 など。</li> </ul>	消防局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助活動を含む）。</li> <li>・緊急消防援助隊の受入れに関する事。</li> <li>・消防団活動に関する事。</li> <li>・生活関連等施設、危険物質等の取扱所の安全対策の支援に関する事。</li> <li>・特殊標章等の交付等に関する事（消防職員に係るものに限る）。</li> <li>・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事 など。</li> </ul>	水道局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の確保に関する事。</li> <li>・市水道施設の保全に関する事 など。</li> </ul>	病院局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の医療、助産、救援に関する事。</li> <li>・市立青葉病院、市立海浜病院の医療及び救援活動に関する事。</li> <li>・医療品及び衛生資材等の確保に関する事 など。</li> </ul>	会計室。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護関係経費の出納に関する事 など。</li> </ul>	教育委員会、事務局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設等の避難所の開設に関する事。</li> <li>・児童生徒等の安全、避難計画に関する事。</li> <li>・児童生徒等の保護に関する事。</li> <li>・学用品の給与に関する事。</li> <li>・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事 など。</li> </ul>	選挙管理委員会、事務局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事。</li> </ul>	人事委員会、事務局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事。</li> </ul>	監査委員、事務局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事。</li> </ul>	議会事務局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に係る議会活動に関する事 など。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤十字標章等の交付等に関する事。</li> <li>・動物の保護等に関する事 など。</li> </ul>																																																																
こども未来局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者の対策に関する事。</li> <li>・社会福祉施設の対策に関する事 など。</li> </ul>																																																																
環境局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する事。</li> <li>・し尿の収集及び処理に関する事。</li> <li>・大気汚染・水質汚濁等の調査及び防止対策に関する事 など。</li> </ul>																																																																
経済農政局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>・商工業関係係書調査及び連絡調整に関する事 など。</li> </ul>																																																																
都市局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の建設及び管理に関する事。</li> <li>・市有建築物・公園施設等の応急復旧に関する事。</li> <li>・鉄道、モノレール、バスその他交通関係機関との連絡調整に関する事 など。</li> </ul>																																																																
建設局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の管理に関する事。</li> <li>・緊急輸送路の確保に関する事。</li> <li>・道路・橋梁等の保全に関する事。</li> <li>・公共下水道の保全に関する事。</li> <li>・下水処理場及びポンプ場等の保全に関する事 など。</li> </ul>																																																																
水道局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の確保に関する事。</li> <li>・市水道施設の保全に関する事 など。</li> </ul>																																																																
会計室。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護関係経費の出納に関する事 など。</li> </ul>																																																																
教育委員会、事務局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設等の避難所の開設に関する事。</li> <li>・児童生徒等の安全、避難計画に関する事。</li> <li>・児童生徒等の保護に関する事。</li> <li>・学用品の給与に関する事。</li> <li>・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事 など。</li> </ul>																																																																
選挙管理委員会、事務局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事。</li> </ul>																																																																
人事委員会、事務局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事。</li> </ul>																																																																
監査委員、事務局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事。</li> </ul>																																																																
農業委員会、事務局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事。</li> </ul>																																																																
議会事務局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に係る議会活動に関する事 など。</li> </ul>																																																																
消防局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助活動を含む）。</li> <li>・緊急消防援助隊の受入れに関する事。</li> <li>・消防団活動に関する事。</li> <li>・生活関連等施設、危険物質等の取扱所の安全対策の支援に関する事。</li> <li>・特殊標章等の交付等に関する事（消防職員に係るものに限る）。</li> <li>・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事 など。</li> </ul>																																																																
区役所。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警報等の伝達に関する事。</li> <li>・避難所の開設及び管理運営に関する事。</li> <li>・避難者の誘導及び救援に関する事。</li> <li>・避難者の医療、助産、救援に関する事。</li> <li>・安否情報の提供に関する事 など。</li> </ul>																																																																
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設の対策に関する事。</li> <li>・赤十字標章等の交付等に関する事。</li> <li>・動物の保護等に関する事 など。</li> </ul>																																																																
こども未来局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者の対策に関する事。</li> <li>・社会福祉施設の対策に関する事 など。</li> </ul>																																																																
環境局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する事。</li> <li>・し尿の収集及び処理に関する事。</li> <li>・大気汚染・水質汚濁等の調査及び防止対策に関する事 など。</li> </ul>																																																																
経済農政局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>・商工業関係係書調査及び連絡調整に関する事 など。</li> </ul>																																																																
都市局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の建設及び管理に関する事。</li> <li>・市有建築物・公園施設等の応急復旧に関する事。</li> <li>・鉄道、モノレール、バスその他交通関係機関との連絡調整に関する事 など。</li> </ul>																																																																
建設局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の管理に関する事。</li> <li>・緊急輸送路の確保に関する事。</li> <li>・道路・橋梁等の保全に関する事。</li> <li>・公共下水道の保全に関する事。</li> <li>・下水処理場及びポンプ場等の保全に関する事 など。</li> </ul>																																																																
区役所。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警報等の伝達に関する事。</li> <li>・市民等に対する情報伝達態勢の整備に関する事。</li> <li>・避難所の開設及び管理運営に関する事。</li> <li>・避難者の誘導及び救援に関する事。</li> <li>・避難者の医療、助産、救援に関する事。</li> <li>・安否情報の提供に関する事 など。</li> </ul>																																																																
消防局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助活動を含む）。</li> <li>・緊急消防援助隊の受入れに関する事。</li> <li>・消防団活動に関する事。</li> <li>・生活関連等施設、危険物質等の取扱所の安全対策の支援に関する事。</li> <li>・特殊標章等の交付等に関する事（消防職員に係るものに限る）。</li> <li>・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事 など。</li> </ul>																																																																
水道局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の確保に関する事。</li> <li>・市水道施設の保全に関する事 など。</li> </ul>																																																																
病院局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の医療、助産、救援に関する事。</li> <li>・市立青葉病院、市立海浜病院の医療及び救援活動に関する事。</li> <li>・医療品及び衛生資材等の確保に関する事 など。</li> </ul>																																																																
会計室。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護関係経費の出納に関する事 など。</li> </ul>																																																																
教育委員会、事務局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設等の避難所の開設に関する事。</li> <li>・児童生徒等の安全、避難計画に関する事。</li> <li>・児童生徒等の保護に関する事。</li> <li>・学用品の給与に関する事。</li> <li>・国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関する事 など。</li> </ul>																																																																
選挙管理委員会、事務局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事。</li> </ul>																																																																
人事委員会、事務局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事。</li> </ul>																																																																
監査委員、事務局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他局区に対する応援のための体制整備に関する事。</li> </ul>																																																																
議会事務局。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に係る議会活動に関する事 など。</li> </ul>																																																																
(2) 市職員の参集基準等	(2) 市職員の参集基準等																																																																
①・② (略)	①・② (略)																																																																

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後																																																
<p>③ 市の体制及び職員の参集基準</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事態の状況</th> <th style="width: 20%;">体制</th> <th style="width: 50%;">体制の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・情報収集</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">                     総合防災課体制                      (第1種配備)                 </td> <td>危機管理担当参事の総合調整のもと、総合防災課職員が情報収集にあたる。</td> </tr> <tr> <td>・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が低い場合 〔例：国内遠隔地での攻撃等〕</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">                     市警戒本部体制                 </td> <td>市民局長が本部長となり、市民局及び消防局を中心に、必要に応じ関係局・区職員を動員して対応を行う。</td> </tr> <tr> <td>・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が多少ある場合 〔例：東京都内での攻撃等〕</td> <td style="text-align: center;">(第2種配備)</td> <td>総務局長が本部長となり、総務局及び消防局を中心に、必要に応じ関係局・区職員を動員して対応を行う。</td> </tr> <tr> <td>・市内で武力攻撃災害等の発生が十分に予測される場合 〔例：近隣市での攻撃等〕</td> <td style="text-align: center;">(第3種配備)</td> <td>副市長(※)が本部長となり、関係する複数の局・区を動員して対応を行う。</td> </tr> <tr> <td>・市内で武力攻撃災害等の可能性がある大きな被害が生じている場合 (これらの場合、副市長(※)が第3種、第4種のいずれの配備体制をとるか決定する。)</td> <td style="text-align: center;">(第4種配備)</td> <td>副市長(※)が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。</td> </tr> <tr> <td>・市内で武力攻撃災害等が発生した場合又は発生したと推認される場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・政府から市対策本部設置の指定を受けた場合</td> <td style="text-align: center;">市国民保護対策本部体制</td> <td>市長が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ 市民局を所管する副市長</p>	事態の状況	体制	体制の概要	・情報収集	総合防災課体制 (第1種配備)	危機管理担当参事の総合調整のもと、総合防災課職員が情報収集にあたる。	・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が低い場合 〔例：国内遠隔地での攻撃等〕	市警戒本部体制	市民局長が本部長となり、市民局及び消防局を中心に、必要に応じ関係局・区職員を動員して対応を行う。	・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が多少ある場合 〔例：東京都内での攻撃等〕	(第2種配備)	総務局長が本部長となり、総務局及び消防局を中心に、必要に応じ関係局・区職員を動員して対応を行う。	・市内で武力攻撃災害等の発生が十分に予測される場合 〔例：近隣市での攻撃等〕	(第3種配備)	副市長(※)が本部長となり、関係する複数の局・区を動員して対応を行う。	・市内で武力攻撃災害等の可能性がある大きな被害が生じている場合 (これらの場合、副市長(※)が第3種、第4種のいずれの配備体制をとるか決定する。)	(第4種配備)	副市長(※)が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。	・市内で武力攻撃災害等が発生した場合又は発生したと推認される場合			・政府から市対策本部設置の指定を受けた場合	市国民保護対策本部体制	市長が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。	<p>③ 市の体制及び職員の参集基準</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事態の状況</th> <th style="width: 20%;">体制</th> <th style="width: 50%;">体制の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・情報収集</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">                     危機管理課、                      防災対策課体制                      (第1種配備)                 </td> <td>危機管理課の総合調整のもと、両課職員が情報収集にあたる。</td> </tr> <tr> <td>・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が低い場合 〔例：国内遠隔地での攻撃等〕</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">                     市警戒本部体制                 </td> <td>総務局長が本部長となり、総務局及び消防局を中心に、必要に応じ関係局・区職員を動員して対応を行う。</td> </tr> <tr> <td>・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が多少ある場合 〔例：東京都内での攻撃等〕</td> <td style="text-align: center;">(第2種配備)</td> <td>総務局長が本部長となり、総務局及び消防局を中心に、必要に応じ関係局・区職員を動員して対応を行う。</td> </tr> <tr> <td>・市内で武力攻撃災害等の発生が十分に予測される場合 〔例：近隣市での攻撃等〕</td> <td style="text-align: center;">(第3種配備)</td> <td>副市長(※)が本部長となり、関係する複数の局・区を動員して対応を行う。</td> </tr> <tr> <td>・市内で武力攻撃災害等の可能性がある大きな被害が生じている場合 (これらの場合、副市長(※)が第3種、第4種の配備体制をとるか決定する。)</td> <td style="text-align: center;">(第4種配備)</td> <td>副市長(※)が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。</td> </tr> <tr> <td>・市内で武力攻撃災害等が発生した場合又は発生したと推認される場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・政府から市対策本部設置の指定を受けた場合</td> <td style="text-align: center;">市国民保護対策本部体制</td> <td>市長が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ 総務局を所管する副市長</p>	事態の状況	体制	体制の概要	・情報収集	危機管理課、 防災対策課体制 (第1種配備)	危機管理課の総合調整のもと、両課職員が情報収集にあたる。	・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が低い場合 〔例：国内遠隔地での攻撃等〕	市警戒本部体制	総務局長が本部長となり、総務局及び消防局を中心に、必要に応じ関係局・区職員を動員して対応を行う。	・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が多少ある場合 〔例：東京都内での攻撃等〕	(第2種配備)	総務局長が本部長となり、総務局及び消防局を中心に、必要に応じ関係局・区職員を動員して対応を行う。	・市内で武力攻撃災害等の発生が十分に予測される場合 〔例：近隣市での攻撃等〕	(第3種配備)	副市長(※)が本部長となり、関係する複数の局・区を動員して対応を行う。	・市内で武力攻撃災害等の可能性がある大きな被害が生じている場合 (これらの場合、副市長(※)が第3種、第4種の配備体制をとるか決定する。)	(第4種配備)	副市長(※)が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。	・市内で武力攻撃災害等が発生した場合又は発生したと推認される場合			・政府から市対策本部設置の指定を受けた場合	市国民保護対策本部体制	市長が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。
事態の状況	体制	体制の概要																																															
・情報収集	総合防災課体制 (第1種配備)	危機管理担当参事の総合調整のもと、総合防災課職員が情報収集にあたる。																																															
・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が低い場合 〔例：国内遠隔地での攻撃等〕		市警戒本部体制	市民局長が本部長となり、市民局及び消防局を中心に、必要に応じ関係局・区職員を動員して対応を行う。																																														
・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が多少ある場合 〔例：東京都内での攻撃等〕			(第2種配備)	総務局長が本部長となり、総務局及び消防局を中心に、必要に応じ関係局・区職員を動員して対応を行う。																																													
・市内で武力攻撃災害等の発生が十分に予測される場合 〔例：近隣市での攻撃等〕			(第3種配備)	副市長(※)が本部長となり、関係する複数の局・区を動員して対応を行う。																																													
・市内で武力攻撃災害等の可能性がある大きな被害が生じている場合 (これらの場合、副市長(※)が第3種、第4種のいずれの配備体制をとるか決定する。)			(第4種配備)	副市長(※)が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。																																													
・市内で武力攻撃災害等が発生した場合又は発生したと推認される場合																																																	
・政府から市対策本部設置の指定を受けた場合	市国民保護対策本部体制	市長が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。																																															
事態の状況	体制	体制の概要																																															
・情報収集	危機管理課、 防災対策課体制 (第1種配備)	危機管理課の総合調整のもと、両課職員が情報収集にあたる。																																															
・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が低い場合 〔例：国内遠隔地での攻撃等〕		市警戒本部体制	総務局長が本部長となり、総務局及び消防局を中心に、必要に応じ関係局・区職員を動員して対応を行う。																																														
・市内で武力攻撃災害等が発生する可能性が多少ある場合 〔例：東京都内での攻撃等〕			(第2種配備)	総務局長が本部長となり、総務局及び消防局を中心に、必要に応じ関係局・区職員を動員して対応を行う。																																													
・市内で武力攻撃災害等の発生が十分に予測される場合 〔例：近隣市での攻撃等〕			(第3種配備)	副市長(※)が本部長となり、関係する複数の局・区を動員して対応を行う。																																													
・市内で武力攻撃災害等の可能性がある大きな被害が生じている場合 (これらの場合、副市長(※)が第3種、第4種の配備体制をとるか決定する。)			(第4種配備)	副市長(※)が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。																																													
・市内で武力攻撃災害等が発生した場合又は発生したと推認される場合																																																	
・政府から市対策本部設置の指定を受けた場合	市国民保護対策本部体制	市長が本部長となり、全職員を動員して対応を行う。通常業務は縮小又は停止。																																															
<p>④～⑦ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>④～⑦ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>																																																

千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>2 関係機関との連携体制の整備 【法第3条第4項】</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 他の市町村との連携</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>近接市町等</u>との連携 【法第147条】</p> <p>市は、<u>近接市町</u>の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、武力攻撃災害の防御、避難の実施、物資及び資材の供給における協力関係を構築すること等により、相互の連携を図る。その他の市町村との間においても、防災に関し締結されている相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、備蓄物資等の供給に関する相互協力を確立する。</p> <p>③ 消防機関の連携体制の整備</p> <p>市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、<u>近接市町</u>の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>2 関係機関との連携体制の整備 【法第3条第4項】</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 他の市町村との連携</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>近接市等</u>との連携 【法第147条】</p> <p>市は、<u>近接市</u>の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、武力攻撃災害の防御、避難の実施、物資及び資材の供給における協力関係を構築すること等により、相互の連携を図る。その他の市町村との間においても、防災に関し締結されている相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、備蓄物資等の供給に関する相互協力を確立する。</p> <p>③ 消防機関の連携体制の整備</p> <p>市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、<u>近接市</u>の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(5) (略)</p>

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(6) 自主防災組織等に対する支援 【法第4条第3項】</p> <p>① 自主防災組織等に対する支援</p> <p>市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>3 通信の確保及び情報収集・提供体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>① 非常用通信体制等の整備</p> <p>(略) ※非常通信協議会：(略) また、緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t) の適切な運用に努め、通信体制の確保に努めるものとする。</p> <p>② 情報収集・提供のための体制の整備 【法第8条】</p> <p>(略) また、市は、通常的手段では情報の入手が困難な場合が多いと考えられる災害時要援護者に対しても情報を伝達できるよう、体制の整備を図る。</p>	<p>(6) 自主防災組織等に対する支援 【法第4条第3項】</p> <p>① 自主防災組織等に対する支援</p> <p>市は、自主防災組織及び町内自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>3 通信の確保及び情報収集・提供体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>① 非常用通信体制等の整備</p> <p>(略) ※非常通信協議会：(略) また、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) 、<u>全国瞬時警報システム (J-ALERT) 及び防災行政無線等の的確な整備・運用に努め、通信体制の確保に努めるものとする。</u></p> <p>② 情報収集・提供のための体制の整備 【法第8条】</p> <p>(略) また、市は、通常的手段では情報の入手が困難な場合が多いと考えられる<u>要配慮者</u>に対しても情報を伝達できるよう、体制の整備を図る。</p>

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>③ (略)</p> <p>④ 情報の共有</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; font-size: small;">運用面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> <li>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> <li>・住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、情報の伝達に際し協議を要する又は通常的手段では情報の入手が困難と考えられる災害時要援護者等に対しても情報を伝達できるよう、体制の整備を図る。</li> </ul> </div> <p>(2) 警報の伝達等に必要な準備 【法第47条】</p> <p>① 警報の伝達・通知体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>この場合において、災害時要援護者に対する伝達については、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するとともに市災害時要援護者支援計画に基づき、適切な伝達手段を確立する。</p> <p>② (略)</p>	<p>③ (略)</p> <p>④ 情報の共有</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; font-size: small;">運用面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> <li>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> <li>・住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、情報の伝達に際し協議を要する又は通常的手段では情報の入手が困難と考えられる要配慮者に対しても情報を伝達できるよう、体制の整備を図る。</li> </ul> </div> <p>(2) 警報の伝達等に必要な準備 【法第47条】</p> <p>① 警報の伝達・通知体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>この場合において、要配慮者に対する伝達については、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するとともに市災害時要配慮者支援計画に準じて実施する。</p> <p>② (略)</p>

千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(3) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 【法第94条、第95条】</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 研修及び訓練</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 訓練 【法第42条】</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 訓練に当たっての留意事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、<u>町内会・自治会</u>の協力を求めるとともに、特に<u>災害時要援護者</u>への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>③ <u>全国瞬時警報システム (J-ALERT) の整備</u></p> <p><u>市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム (J-ALERT) を整備</u></p> <p>④～⑦ (略)</p> <p>(3) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 【法第94条、第95条】</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 研修及び訓練</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 訓練 【法第42条】</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 訓練に当たっての留意事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、<u>町内自治会</u>の協力を求めるとともに、特に<u>要配慮者</u>への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>ウ (略)</p>

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>エ 市は、<u>自治会・町内会</u>、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>第2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え (略)</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p>	<p>エ 市は、<u>町内自治会</u>、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>第2 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え (略)</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p>

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>(略)</p> <p>【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅地図</li> <li>○人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ</li> <li>○市域内の郵路網のリスト (避難経路として想定される道路のリスト)</li> <li>○運送力のリスト (鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する運送力のデータ) (鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)</li> <li>○避難施設データベース (避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)</li> <li>○備蓄物資、調達可能物資のリスト (備蓄物資の所在地、数量、市域内の主要な民間事業者のリスト)</li> <li>○生活関連等施設等のリスト (避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)</li> <li>○関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧</li> <li>○協定一覧</li> <li>○消防機関のリスト (消防機関の所在地等の一覧) (消防機関の装備資機材のリスト)</li> <li>○災害時要援護者名簿</li> </ul> </div>	<p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>(略)</p> <p>【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅地図</li> <li>○人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ</li> <li>○市域内の道路網のリスト (避難経路として想定される道路のリスト)</li> <li>○運送力のリスト (鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する運送力のデータ) (鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)</li> <li>○避難施設データベース (避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)</li> <li>○備蓄物資、調達可能物資のリスト (備蓄物資の所在地、数量、市域内の主要な民間事業者のリスト)</li> <li>○生活関連等施設等のリスト (避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)</li> <li>○関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧</li> <li>○協定一覧</li> <li>○消防機関のリスト (消防機関の所在地等の一覧) (消防機関の装備資機材のリスト)</li> <li>○避難行動要支援者名簿(※)</li> </ul> </div>



千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(2) 隣接する市町との連携の確保 【法第3条第4項】</p> <p>市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。</p> <p>(3) 災害時要援護者への配慮 【第9条第1項】</p> <p>市は、市災害時要援護者支援計画に基づき、適切な避難対策を講じる。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>※避難行動要支援者名簿：武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動要支援に関する取組み指針」（平成25年8月）参照）。</p> <p>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</p> <p>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</p> <p>(2) 隣接する市との連携の確保 【法第3条第4項】</p> <p>市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。</p> <p>(3) 災害時要援護者への配慮 【第9条第1項】</p> <p>市は、市災害時要配慮者支援計画に準じて、要配慮者のうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」（以下「避難行動要支援者」という。）に、適切な避難対策を講じる。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後																																																																																																																																				
<p>2 避難実施要領のパターンの見直し 【基本指針第4章第1節4】</p> <p>市は、避難実施マニュアルにおいて、複数の避難実施要領のパターンを定めているが、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、<u>災害時要援護者の避難方法</u>、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮しつつ不断の見直しを行う。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>6 生活関連等施設（※）の把握等</p> <p>（略）</p> <p>(1) 生活関連等施設の把握等</p> <p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <caption>【生活関連等施設の種類及び所管省庁】</caption> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>鉄道施設、軌道施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>放送用無線設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>水城施設、係留施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>ダム</td> <td>国土交通省、農林水産省</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">第28条</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>毒劇物〈毒物及び劇物取締法〉</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高压ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質〈汚染物質を含む〉</td> <td>文部科学省、経済産業省</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素、 〈汚染物質を含む〉</td> <td>文部科学省</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒劇薬〈薬事法〉</td> <td>厚生労働省、農林水産省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>電気工作物内の高压ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>〈主務大臣〉</td> </tr> <tr> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	2号	ガス工作物	経済産業省	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	6号	放送用無線設備	総務省	7号	水城施設、係留施設	国土交通省	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	9号	ダム	国土交通省、農林水産省	第28条	1号	危険物	総務省消防庁	2号	毒劇物〈毒物及び劇物取締法〉	厚生労働省	3号	火薬類	経済産業省	4号	高压ガス	経済産業省	5号	核燃料物質〈汚染物質を含む〉	文部科学省、経済産業省	6号	核原料物質	経済産業省	7号	放射性同位元素、 〈汚染物質を含む〉	文部科学省	8号	毒劇薬〈薬事法〉	厚生労働省、農林水産省	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	10号	生物剤、毒素	〈主務大臣〉	11号	毒性物質	経済産業省	<p>2 避難実施要領のパターンの見直し 【基本指針第4章第1節4】</p> <p>市は、避難実施マニュアルにおいて、複数の避難実施要領のパターンを定めているが、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、<u>避難行動要支援者の避難方法</u>、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮しつつ不断の見直しを行う。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>6 生活関連等施設（※）の把握等</p> <p>（略）</p> <p>(1) 生活関連等施設の把握等</p> <p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <caption>【生活関連等施設の種類及び所管省庁】</caption> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>鉄道施設、軌道施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>放送用無線設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>水城施設、係留施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>ダム</td> <td>国土交通省、農林水産省</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">第28条</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>毒劇物〈毒物及び劇物取締法〉</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高压ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質〈汚染物質を含む〉</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素、 〈汚染物質を含む〉</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒劇薬〈薬事法〉</td> <td>厚生労働省、農林水産省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>電気工作物内の高压ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁</td> </tr> <tr> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	2号	ガス工作物	経済産業省	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	6号	放送用無線設備	総務省	7号	水城施設、係留施設	国土交通省	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	9号	ダム	国土交通省、農林水産省	第28条	1号	危険物	総務省消防庁	2号	毒劇物〈毒物及び劇物取締法〉	厚生労働省	3号	火薬類	経済産業省	4号	高压ガス	経済産業省	5号	核燃料物質〈汚染物質を含む〉	原子力規制委員会	6号	核原料物質	原子力規制委員会	7号	放射性同位元素、 〈汚染物質を含む〉	原子力規制委員会	8号	毒劇薬〈薬事法〉	厚生労働省、農林水産省	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	10号	生物剤、毒素	各省庁	11号	毒性物質	経済産業省
国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名																																																																																																																																		
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省																																																																																																																																		
	2号	ガス工作物	経済産業省																																																																																																																																		
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省																																																																																																																																		
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省																																																																																																																																		
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省																																																																																																																																		
	6号	放送用無線設備	総務省																																																																																																																																		
	7号	水城施設、係留施設	国土交通省																																																																																																																																		
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省																																																																																																																																		
	9号	ダム	国土交通省、農林水産省																																																																																																																																		
第28条	1号	危険物	総務省消防庁																																																																																																																																		
	2号	毒劇物〈毒物及び劇物取締法〉	厚生労働省																																																																																																																																		
	3号	火薬類	経済産業省																																																																																																																																		
	4号	高压ガス	経済産業省																																																																																																																																		
	5号	核燃料物質〈汚染物質を含む〉	文部科学省、経済産業省																																																																																																																																		
	6号	核原料物質	経済産業省																																																																																																																																		
	7号	放射性同位元素、 〈汚染物質を含む〉	文部科学省																																																																																																																																		
	8号	毒劇薬〈薬事法〉	厚生労働省、農林水産省																																																																																																																																		
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省																																																																																																																																		
	10号	生物剤、毒素	〈主務大臣〉																																																																																																																																		
	11号	毒性物質	経済産業省																																																																																																																																		
国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名																																																																																																																																		
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省																																																																																																																																		
	2号	ガス工作物	経済産業省																																																																																																																																		
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省																																																																																																																																		
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省																																																																																																																																		
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省																																																																																																																																		
	6号	放送用無線設備	総務省																																																																																																																																		
	7号	水城施設、係留施設	国土交通省																																																																																																																																		
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省																																																																																																																																		
	9号	ダム	国土交通省、農林水産省																																																																																																																																		
第28条	1号	危険物	総務省消防庁																																																																																																																																		
	2号	毒劇物〈毒物及び劇物取締法〉	厚生労働省																																																																																																																																		
	3号	火薬類	経済産業省																																																																																																																																		
	4号	高压ガス	経済産業省																																																																																																																																		
	5号	核燃料物質〈汚染物質を含む〉	原子力規制委員会																																																																																																																																		
	6号	核原料物質	原子力規制委員会																																																																																																																																		
	7号	放射性同位元素、 〈汚染物質を含む〉	原子力規制委員会																																																																																																																																		
	8号	毒劇薬〈薬事法〉	厚生労働省、農林水産省																																																																																																																																		
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省																																																																																																																																		
	10号	生物剤、毒素	各省庁																																																																																																																																		
	11号	毒性物質	経済産業省																																																																																																																																		

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(2)・(3) (略)</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第5 <u>災害時要援護者等の支援体制の整備</u> 【法第9条第1項】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、日本語を解さない外国人などの<u>災害時要援護者</u>等は、その多くの者が、災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な状況に置かれており、武力攻撃事態の際は自ら避難等をすることが困難であることから、<u>災害時要援護者</u>等に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。*</p> </div> <p>1 <u>災害時要援護者</u>に関する配慮</p> <p>(1) 支援のための体制整備</p> <p>市は、武力攻撃事態等の発生時においては、<u>災害時要援護者</u>の安全を確保するために<u>災害時要援護者</u>の類型(※)や状況(例えば、障害の内容、程度)に応じた配慮が必要となることから<u>市災害時要援護者支援計画</u>に基づき、<u>災害時要援護者</u>情報の共有等、情報等の伝達、避難誘導、安否情報の収集、避難所等における支援といった様々な局面に応じた体制を整備する。</p> <p>※災害時要援護者の類型：市災害時要援護者支援計画においては「高齢者」、「視覚障害者」、「聴覚・言語障害者」、「肢体不自由者」、「内部障害者」、「知的障害者」、「発達障害者」、「精神障害者」、「難病患者等」、「乳幼児」、「妊産婦」、「外国人等」、「災害時負傷者」、「災害孤児等」及び「地理に不案内な旅行者等」を基本的な類型としている。（「障害者」は「障害者及び障害児」を指す。）</p> <p>なお、これら以外の人たちの中にも災害時要援護者は存在する。</p>	<p style="text-align: center;">(2)・(3) (略)</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第5 <u>要配慮者の支援体制の整備</u> 【法第9条第1項】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、日本語を解さない外国人などの<u>要配慮者</u>は、その多くの者が、災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な状況に置かれており、武力攻撃事態の際は自ら避難等をすることが困難であることから、<u>要配慮者</u>に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。*</p> </div> <p>1 <u>要配慮者</u>に関する配慮</p> <p>(1) 支援のための体制整備</p> <p>市は、武力攻撃事態等の発生時においては、<u>要配慮者</u>の安全を確保するために<u>要配慮者</u>の類型(※)や状況(例えば、障害の内容、程度)に応じた配慮が必要となることから<u>市災害時要配慮者支援計画</u>に基づき、<u>要配慮者</u>情報の共有等、情報等の伝達、避難誘導、安否情報の収集、避難所等における支援といった様々な局面に応じた体制を整備する。</p> <p>※要配慮者の類型：千葉県地域防災計画においては「高齢者」、「視覚障害者」、「聴覚・言語障害者」、「肢体不自由者」、「内部障害者」、「知的障害者」、「発達障害者」、「精神障害者」、「難病患者等」、「乳幼児」、「妊産婦」、「外国人等」、「災害時負傷者」、「災害孤児等」及び「地理に不案内な旅行者等」を基本的な類型としている。（「障害者」は「障害者及び障害児」を指す。）</p> <p>なお、これら以外の人たちの中にも<u>要配慮者</u>は存在する。</p>

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

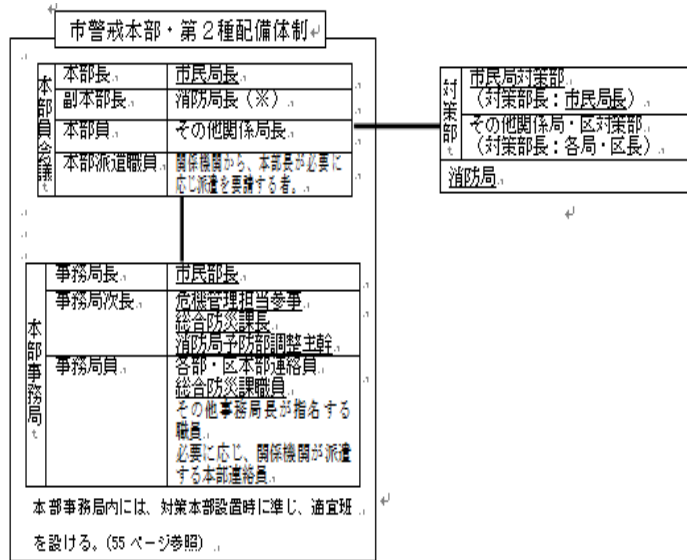
改正前	改正後
<p>(2) <u>市災害時要援護者支援班</u>の設置</p> <p>市長（市長を本部長とする本部設置前にあつては、その本部の本部長に就く職員）は、<u>市災害時要援護者支援計画</u>に基づき、必要な場合において庁内横断的組織として<u>市災害時要援護者支援班</u>を設置し、以下の活動を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備情報等の<u>災害時要援護者</u>への伝達</li> <li>・<u>災害時要援護者</u>の安否確認</li> <li>・住民組織や福祉関係機関等との連携・情報共有</li> <li>・避難所の<u>災害時要援護者</u>支援窓口との連携・情報共有</li> <li>・<u>災害時要援護者</u>対策に係る専門ボランティア（※）の受け入れ</li> <li>・他自治体等からの派遣職員やボランティア等との連携・情報共有</li> </ul> <p>※専門ボランティア：（略） また、必要に応じて区に対し、<u>区災害時要援護者支援班</u>の設置を指示することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第6 （略）</p> <p>第2章 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>（略）</p> <p>1 事態認定前における体制及び初動措置</p>	<p>(2) <u>市災害時要配慮者支援班</u>の設置</p> <p>市長（市長を本部長とする本部設置前にあつては、その本部の本部長に就く職員）は、<u>市災害時要配慮者支援計画</u>に基づき、必要な場合において庁内横断的組織として<u>市災害時要配慮者支援班</u>を設置し、以下の活動を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備情報等の<u>要配慮者</u>への伝達</li> <li>・<u>要配慮者</u>の安否確認</li> <li>・住民組織や福祉関係機関等との連携・情報共有</li> <li>・避難所の<u>要配慮者</u>支援窓口との連携・情報共有</li> <li>・<u>要配慮者</u>対策に係る専門ボランティア（※）の受け入れ</li> <li>・他自治体等からの派遣職員やボランティア等との連携・情報共有</li> </ul> <p>※専門ボランティア：（略） また、必要に応じて区に対し、<u>区災害時要配慮者支援班</u>の設置を指示することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第6 （略）</p> <p>第2章 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>（略）</p> <p>1 事態認定前における体制及び初動措置</p>

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(1) 初動時情報収集体制（担当課体制）</p> <p>消防機関や市職員からの連絡その他の情報により、市の各課、室及び事業所等において緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を総合防災課及び所管局・区等の長あてに報告する。担当課である危機管理課・防災対策課職員は、<u>危機管理担当参事</u>の総合調整のもと、情報収集等の対応に当たる。</p> <p>(2) 市警戒本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>① 市警戒本部・第2種配備体制</p> <p>下記のとおり、<u>市民局長</u>が本部長となり、市警戒本部を設置する。また、本部の指示のもと、<u>市民局</u>、消防局のほか、関係局・区が各局・区長を対策部長として対策部を設置する。</p>	<p>(1) 初動時情報収集体制（担当課体制）</p> <p>消防機関や市職員からの連絡その他の情報により、市の各課、室及び事業所等において緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を<u>危機管理課・防災対策課</u>及び所管局・区等の長あてに報告する。担当課である危機管理課・防災対策課職員は、<u>危機管理監</u>の総合調整のもと、情報収集等の対応に当たる。</p> <p>(2) 市警戒本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>① 市警戒本部・第2種配備体制</p> <p>下記のとおり、<u>総務局長</u>が本部長となり、市警戒本部を設置する。また、本部の指示のもと、<u>総務局</u>、消防局のほか、関係局・区が各局・区長を対策部長として対策部を設置する。</p>

# 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前

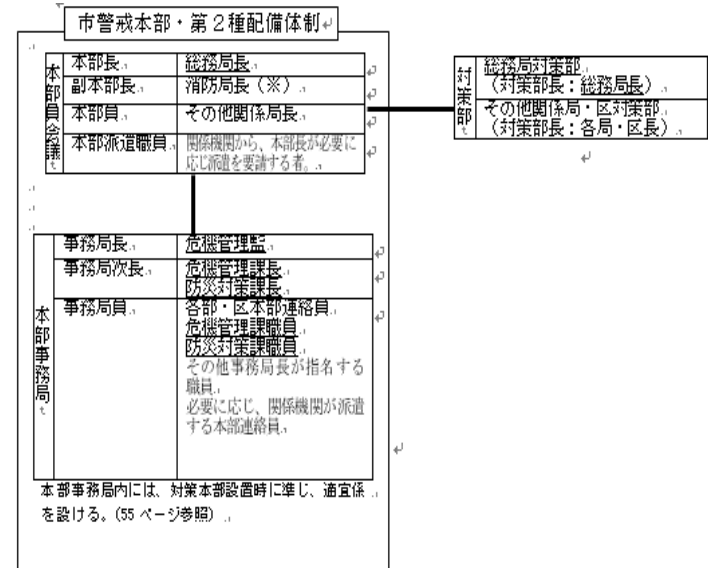


(略)

## ② 市警戒本部・第3種配備体制

下記のとおり、市民局長が本部長となり、市警戒本部を設置する。また、本部の指示のもと、市民局、消防局のほか、関係局・区が各局・区長を対策部長として対策部を設置する。

改正後



(略)

## ② 市警戒本部・第3種配備体制

下記のとおり、総務局長が本部長となり、市警戒本部を設置する。また、本部の指示のもと、総務局、消防局のほか、関係局・区が各局・区長を対策部長として対策部を設置する。

# 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後																																																		
<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">市警戒本部・第3種配備体制</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">本部員会議</td> <td style="width: 35%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本部長</td><td>市民局を所管する副市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>市民局長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>消防局長、その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者</td></tr> </table> </td> <td style="width: 15%; text-align: center;">対策部</td> <td style="width: 35%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>市民局対策部</td><td>(対策部長：市民局長)</td></tr> <tr><td>その他関係局・区対策部</td><td>(対策部長：各局・区長)</td></tr> <tr><td>消防局</td><td></td></tr> </table> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">本部事務局</td> <td style="width: 85%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事務局長</td><td>市民部長</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理担当参事、総合防災課長、消防局予防調整主幹</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>各部・区本部連絡員、総合防災課職員、その他事務局長が指名する職員、必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table> </td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">本部事務局内には、対策本部設置時に準じ、通宣班を設ける。(55 ページ参照)</p>	本部員会議	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本部長</td><td>市民局を所管する副市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>市民局長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>消防局長、その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者</td></tr> </table>	本部長	市民局を所管する副市長	副本部長	市民局長	本部員	消防局長、その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者	対策部	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>市民局対策部</td><td>(対策部長：市民局長)</td></tr> <tr><td>その他関係局・区対策部</td><td>(対策部長：各局・区長)</td></tr> <tr><td>消防局</td><td></td></tr> </table>	市民局対策部	(対策部長：市民局長)	その他関係局・区対策部	(対策部長：各局・区長)	消防局		本部事務局	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事務局長</td><td>市民部長</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理担当参事、総合防災課長、消防局予防調整主幹</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>各部・区本部連絡員、総合防災課職員、その他事務局長が指名する職員、必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table>	事務局長	市民部長	事務局次長	危機管理担当参事、総合防災課長、消防局予防調整主幹	事務局員	各部・区本部連絡員、総合防災課職員、その他事務局長が指名する職員、必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">市警戒本部・第3種配備体制</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">本部員会議</td> <td style="width: 35%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本部長</td><td>総務局を所管する副市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>総務局長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>消防局長、その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者</td></tr> </table> </td> <td style="width: 15%; text-align: center;">対策部</td> <td style="width: 35%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>総務局対策部</td><td>(対策部長：総務局長)</td></tr> <tr><td>その他関係局・区対策部</td><td>(対策部長：各局・区長)</td></tr> </table> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">本部事務局</td> <td style="width: 85%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事務局長</td><td>危機管理監</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理課長、防災対策課長</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>各部・区本部連絡員、危機管理課職員、防災対策課職員、その他事務局長が指名する職員、必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table> </td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">本部事務局内には、対策本部設置時に準じ、通宣班を設ける。(55 ページ参照)</p>	本部員会議	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本部長</td><td>総務局を所管する副市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>総務局長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>消防局長、その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者</td></tr> </table>	本部長	総務局を所管する副市長	副本部長	総務局長	本部員	消防局長、その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者	対策部	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>総務局対策部</td><td>(対策部長：総務局長)</td></tr> <tr><td>その他関係局・区対策部</td><td>(対策部長：各局・区長)</td></tr> </table>	総務局対策部	(対策部長：総務局長)	その他関係局・区対策部	(対策部長：各局・区長)	本部事務局	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事務局長</td><td>危機管理監</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理課長、防災対策課長</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>各部・区本部連絡員、危機管理課職員、防災対策課職員、その他事務局長が指名する職員、必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table>	事務局長	危機管理監	事務局次長	危機管理課長、防災対策課長	事務局員	各部・区本部連絡員、危機管理課職員、防災対策課職員、その他事務局長が指名する職員、必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員
本部員会議	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本部長</td><td>市民局を所管する副市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>市民局長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>消防局長、その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者</td></tr> </table>	本部長	市民局を所管する副市長	副本部長	市民局長	本部員	消防局長、その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者	対策部	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>市民局対策部</td><td>(対策部長：市民局長)</td></tr> <tr><td>その他関係局・区対策部</td><td>(対策部長：各局・区長)</td></tr> <tr><td>消防局</td><td></td></tr> </table>	市民局対策部	(対策部長：市民局長)	その他関係局・区対策部	(対策部長：各局・区長)	消防局																																			
本部長	市民局を所管する副市長																																																		
副本部長	市民局長																																																		
本部員	消防局長、その他関係局長																																																		
本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者																																																		
市民局対策部	(対策部長：市民局長)																																																		
その他関係局・区対策部	(対策部長：各局・区長)																																																		
消防局																																																			
本部事務局	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事務局長</td><td>市民部長</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理担当参事、総合防災課長、消防局予防調整主幹</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>各部・区本部連絡員、総合防災課職員、その他事務局長が指名する職員、必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table>	事務局長	市民部長	事務局次長	危機管理担当参事、総合防災課長、消防局予防調整主幹	事務局員	各部・区本部連絡員、総合防災課職員、その他事務局長が指名する職員、必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																												
事務局長	市民部長																																																		
事務局次長	危機管理担当参事、総合防災課長、消防局予防調整主幹																																																		
事務局員	各部・区本部連絡員、総合防災課職員、その他事務局長が指名する職員、必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																																		
本部員会議	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本部長</td><td>総務局を所管する副市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>総務局長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>消防局長、その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者</td></tr> </table>	本部長	総務局を所管する副市長	副本部長	総務局長	本部員	消防局長、その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者	対策部	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>総務局対策部</td><td>(対策部長：総務局長)</td></tr> <tr><td>その他関係局・区対策部</td><td>(対策部長：各局・区長)</td></tr> </table>	総務局対策部	(対策部長：総務局長)	その他関係局・区対策部	(対策部長：各局・区長)																																				
本部長	総務局を所管する副市長																																																		
副本部長	総務局長																																																		
本部員	消防局長、その他関係局長																																																		
本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者																																																		
総務局対策部	(対策部長：総務局長)																																																		
その他関係局・区対策部	(対策部長：各局・区長)																																																		
本部事務局	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事務局長</td><td>危機管理監</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理課長、防災対策課長</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>各部・区本部連絡員、危機管理課職員、防災対策課職員、その他事務局長が指名する職員、必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table>	事務局長	危機管理監	事務局次長	危機管理課長、防災対策課長	事務局員	各部・区本部連絡員、危機管理課職員、防災対策課職員、その他事務局長が指名する職員、必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																												
事務局長	危機管理監																																																		
事務局次長	危機管理課長、防災対策課長																																																		
事務局員	各部・区本部連絡員、危機管理課職員、防災対策課職員、その他事務局長が指名する職員、必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																																		
<p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 市国民保護対策本部の設置等</p> <p>(略)</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部の設置の手順 【法第25条、第27条】</p> <p>(略)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 市国民保護対策本部の設置等</p> <p>(略)</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部の設置の手順 【法第25条、第27条】</p> <p>(略)</p>																																																		

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

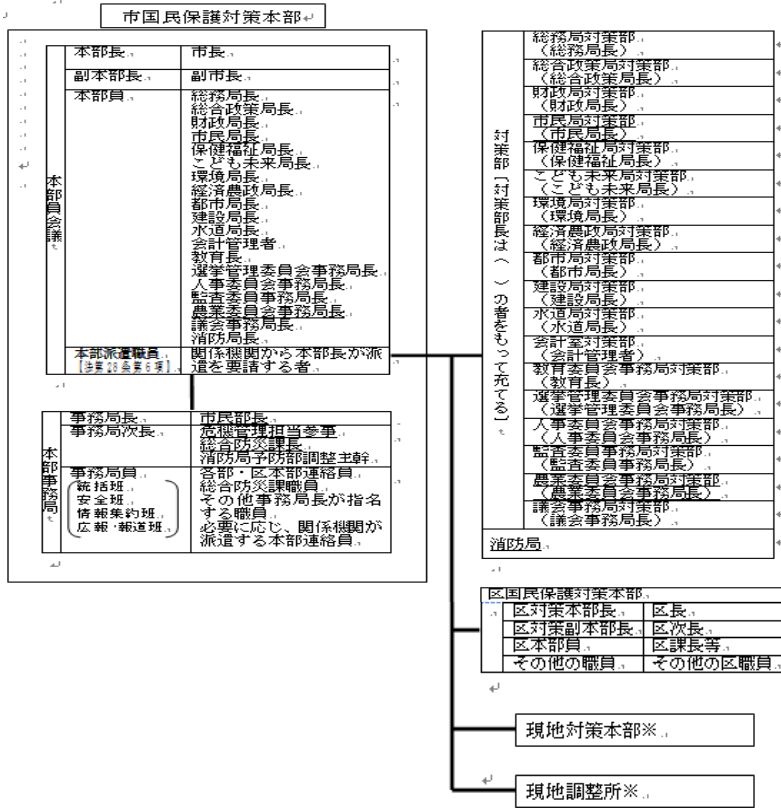
改正前	改正後
<p>①・② (略)</p> <p>③ 市対策本部員等及び市対策本部事務局職員等の参集</p> <p style="padding-left: 20px;">市対策本部事務局長（<u>市民部長</u>）は、市対策本部員等及び市対策本部事務局職員等に対し、携帯電話等の連絡手段を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市対策本部等の組織構成及び機能 【法第28条】</p> <p>(略)</p>	<p>①・② (略)</p> <p>③ 市対策本部員等及び市対策本部事務局職員等の参集</p> <p style="padding-left: 20px;">市対策本部事務局長（<u>危機管理監</u>）は、市対策本部員等及び市対策本部事務局職員等に対し、携帯電話等の連絡手段を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市対策本部等の組織構成及び機能 【法第28条】</p> <p>(略)</p>



# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

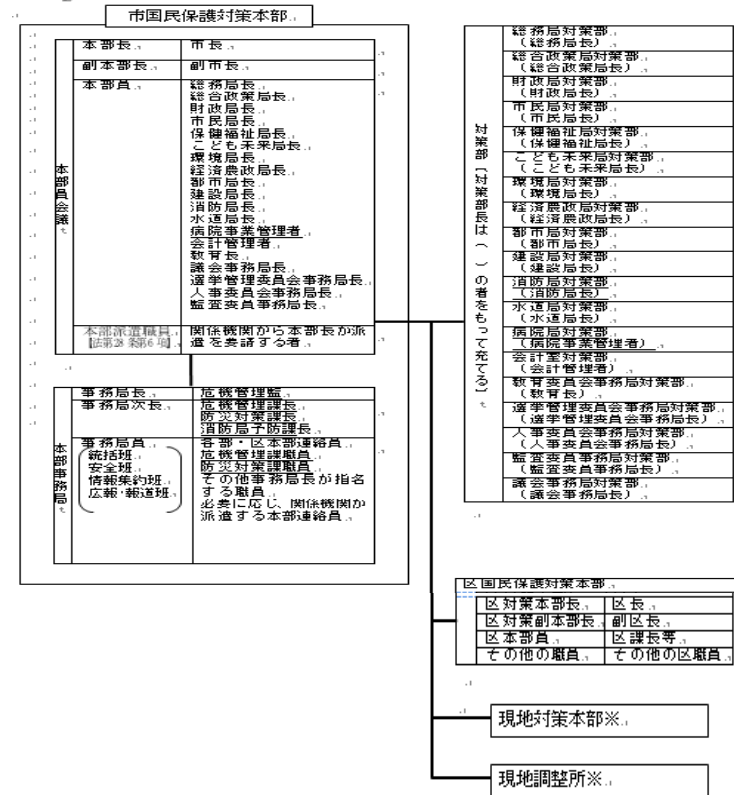
改正前

改正後



【本部事務局に設けるとその事務分掌】

(略)



【本部事務局に設けるとその事務分掌】

(略)

# 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後																																																						
<p>【市の各対策部等における武力攻撃事態における業務】*</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">組織名称</th> <th style="width: 85%;">武力攻撃事態における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の動員及び配備の総合調整に関すること。</li> <li>国民の権利利益の救済に係る手続等に関すること。</li> <li>在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること。</li> <li>日本語を解さない外国人等の救援等に関すること。</li> <li>国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関すること。</li> <li>被災職員の援助に関すること。</li> <li>本部事務局の協力に関すること。</li> <li>情報収集・提供及び通信に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>総合政策局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部事務局の協力に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>財政局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護関係予算処置に関すること。</li> <li>市有財産の管理及び被害調査に関すること。</li> <li>被災者に対する市税の減免措置等の指導及び調整に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市民局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民の保護に関する総合調整に関すること。</li> <li>市国民保護対策本部に関すること。</li> <li>市国民保護対策本部、対策部、消防局、区国民保護対策本部、現地対策本部及び現地調整所との連絡調整に関すること。</li> <li>県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>特殊標章等の交付等に関すること（消防職員に係るものを除く）。</li> <li>通信体制の運用、統制に関すること。</li> <li>住民に対する警報や避難指示等の伝達に関すること。</li> <li>災害時要援護者の対策に関すること。</li> <li>被災情報及び安否情報の収集・提供に関すること。</li> <li>救援物資等に関すること。</li> <li>生活関連物資等の価格の動向及び需給の状況に係る調査に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>保健福祉局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の医療、防疫、救護に関すること。</li> <li>医薬品及び衛生資材等の確保に関すること。</li> <li>保健衛生・防疫活動に関すること。</li> <li>市立看護病院、市立海浜病院の医療及び救援活動に関すること。</li> <li>飲料水及び食品の衛生に関すること。</li> <li>死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること。</li> <li>災害時要援護者の対策に関すること。</li> <li>社会福祉施設の対策に関すること。</li> <li>赤十字標章等の交付等に関すること。</li> <li>動物保護等に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>こども未来局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者の対策に関すること。</li> <li>社会福祉施設の対策に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>環境局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理に関すること。</li> <li>し尿の収集及び処理に関すること。</li> <li>大気汚染・水質汚濁等の調査及び防止対策に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>経済農政局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急生活必需品及び食品等の調査に関すること。</li> <li>港湾関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>商工業関係被害調査及び連絡調整に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>都市局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅の建設及び管理に関すること。</li> <li>被災市街地の復旧に関すること。</li> <li>市有建築物・公園施設等の応急復旧に関すること。</li> <li>鉄道、モノレール、バスその他交通関係機関との連絡調整に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>建設局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路の管理に関すること。</li> <li>緊急輸送路の確保に関すること。</li> <li>道路・橋梁等の応急復旧に関すること。</li> <li>公共下水道の応急復旧に関すること。</li> <li>下水処理場及びポンプ場等の応急復旧に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>水道局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の確保に関すること。</li> <li>市水道施設の応急復旧に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>会計室対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護関係経費の出納に関すること。</li> <li>他の対策部に対する応援に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	組織名称	武力攻撃事態における業務	総務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の動員及び配備の総合調整に関すること。</li> <li>国民の権利利益の救済に係る手続等に関すること。</li> <li>在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること。</li> <li>日本語を解さない外国人等の救援等に関すること。</li> <li>国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関すること。</li> <li>被災職員の援助に関すること。</li> <li>本部事務局の協力に関すること。</li> <li>情報収集・提供及び通信に関すること など。</li> </ul>	総合政策局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部事務局の協力に関すること など。</li> </ul>	財政局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護関係予算処置に関すること。</li> <li>市有財産の管理及び被害調査に関すること。</li> <li>被災者に対する市税の減免措置等の指導及び調整に関すること など。</li> </ul>	市民局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民の保護に関する総合調整に関すること。</li> <li>市国民保護対策本部に関すること。</li> <li>市国民保護対策本部、対策部、消防局、区国民保護対策本部、現地対策本部及び現地調整所との連絡調整に関すること。</li> <li>県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>特殊標章等の交付等に関すること（消防職員に係るものを除く）。</li> <li>通信体制の運用、統制に関すること。</li> <li>住民に対する警報や避難指示等の伝達に関すること。</li> <li>災害時要援護者の対策に関すること。</li> <li>被災情報及び安否情報の収集・提供に関すること。</li> <li>救援物資等に関すること。</li> <li>生活関連物資等の価格の動向及び需給の状況に係る調査に関すること など。</li> </ul>	保健福祉局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の医療、防疫、救護に関すること。</li> <li>医薬品及び衛生資材等の確保に関すること。</li> <li>保健衛生・防疫活動に関すること。</li> <li>市立看護病院、市立海浜病院の医療及び救援活動に関すること。</li> <li>飲料水及び食品の衛生に関すること。</li> <li>死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること。</li> <li>災害時要援護者の対策に関すること。</li> <li>社会福祉施設の対策に関すること。</li> <li>赤十字標章等の交付等に関すること。</li> <li>動物保護等に関すること など。</li> </ul>	こども未来局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者の対策に関すること。</li> <li>社会福祉施設の対策に関すること など。</li> </ul>	環境局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理に関すること。</li> <li>し尿の収集及び処理に関すること。</li> <li>大気汚染・水質汚濁等の調査及び防止対策に関すること など。</li> </ul>	経済農政局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急生活必需品及び食品等の調査に関すること。</li> <li>港湾関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>商工業関係被害調査及び連絡調整に関すること など。</li> </ul>	都市局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅の建設及び管理に関すること。</li> <li>被災市街地の復旧に関すること。</li> <li>市有建築物・公園施設等の応急復旧に関すること。</li> <li>鉄道、モノレール、バスその他交通関係機関との連絡調整に関すること など。</li> </ul>	建設局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の管理に関すること。</li> <li>緊急輸送路の確保に関すること。</li> <li>道路・橋梁等の応急復旧に関すること。</li> <li>公共下水道の応急復旧に関すること。</li> <li>下水処理場及びポンプ場等の応急復旧に関すること など。</li> </ul>	水道局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の確保に関すること。</li> <li>市水道施設の応急復旧に関すること など。</li> </ul>	会計室対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護関係経費の出納に関すること。</li> <li>他の対策部に対する応援に関すること など。</li> </ul>	<p>【市の各対策部等における武力攻撃事態における業務】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">組織名称</th> <th style="width: 85%;">武力攻撃事態における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の動員及び配備の総合調整に関すること。</li> <li>国民の権利利益の救済に係る手続等に関すること。</li> <li>在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること。</li> <li>日本語を解さない外国人等の救援等に関すること。</li> <li>国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関すること。</li> <li>被災職員の援助に関すること。</li> <li>本部事務局の協力に関すること。</li> <li>情報収集・提供及び通信に関すること。</li> <li>国民の保護に関する総合調整に関すること。</li> <li>市国民保護対策本部に関すること。</li> <li>市国民保護対策本部、対策部、消防局、区国民保護対策本部、現地対策本部及び現地調整所との連絡調整に関すること。</li> <li>県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>特殊標章等の交付等に関すること（消防職員に係るものを除く）。</li> <li>通信体制の運用、統制に関すること。</li> <li>住民に対する警報や避難指示等の伝達に関すること。</li> <li>要配慮者の対策に関すること。</li> <li>被災情報及び安否情報の収集・提供に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>総合政策局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部事務局の協力に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>財政局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護関係予算処置に関すること。</li> <li>市有財産の管理及び被害調査に関すること。</li> <li>被災者に対する市税の減免措置等の指導及び調整に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市民局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>救援物資等に関すること。</li> <li>生活関連物資等の価格の動向及び需給の状況に係る調査に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>保健福祉局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健衛生・防疫活動に関すること。</li> <li>飲料水及び食品の衛生に関すること。</li> <li>死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること。</li> <li>要配慮者の対策に関すること。</li> <li>社会福祉施設の対策に関すること。</li> <li>赤十字標章等の交付等に関すること。</li> <li>動物保護等に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>こども未来局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者の対策に関すること。</li> <li>社会福祉施設の対策に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>環境局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理に関すること。</li> <li>し尿の収集及び処理に関すること。</li> <li>大気汚染・水質汚濁等の調査及び防止対策に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>経済農政局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急生活必需品及び食品等の調達に関すること。</li> <li>商工業関係被害調査及び連絡調整に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>都市局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅の建設及び管理に関すること。</li> <li>被災市街地の復旧に関すること。</li> <li>市有建築物・公園施設等の応急復旧に関すること。</li> <li>鉄道、モノレール、バスその他交通関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>港湾関係機関との連絡調整に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>建設局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路の管理に関すること。</li> <li>緊急輸送路の確保に関すること。</li> <li>道路・橋梁等の応急復旧に関すること。</li> <li>公共下水道の応急復旧に関すること。</li> <li>下水処理場及びポンプ場等の応急復旧に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>消防局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害への対応に関すること（救急・救助活動を含む）。</li> <li>緊急消防援助隊の受入れに関すること。</li> <li>消防団活動に関すること。</li> <li>生活関連等施設、危険物等取捨所の安全対策の支援に関すること。</li> <li>特殊標章等の交付等に関すること（消防職員のものに限る）。</li> <li>国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関すること。</li> <li>被災職員の援助に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>水道局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の確保に関すること。</li> <li>市水道施設の応急復旧に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>会計室対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護関係経費の出納に関すること。</li> <li>他の対策部に対する応援に関すること など。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	組織名称	武力攻撃事態における業務	総務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の動員及び配備の総合調整に関すること。</li> <li>国民の権利利益の救済に係る手続等に関すること。</li> <li>在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること。</li> <li>日本語を解さない外国人等の救援等に関すること。</li> <li>国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関すること。</li> <li>被災職員の援助に関すること。</li> <li>本部事務局の協力に関すること。</li> <li>情報収集・提供及び通信に関すること。</li> <li>国民の保護に関する総合調整に関すること。</li> <li>市国民保護対策本部に関すること。</li> <li>市国民保護対策本部、対策部、消防局、区国民保護対策本部、現地対策本部及び現地調整所との連絡調整に関すること。</li> <li>県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>特殊標章等の交付等に関すること（消防職員に係るものを除く）。</li> <li>通信体制の運用、統制に関すること。</li> <li>住民に対する警報や避難指示等の伝達に関すること。</li> <li>要配慮者の対策に関すること。</li> <li>被災情報及び安否情報の収集・提供に関すること など。</li> </ul>	総合政策局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部事務局の協力に関すること など。</li> </ul>	財政局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護関係予算処置に関すること。</li> <li>市有財産の管理及び被害調査に関すること。</li> <li>被災者に対する市税の減免措置等の指導及び調整に関すること など。</li> </ul>	市民局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>救援物資等に関すること。</li> <li>生活関連物資等の価格の動向及び需給の状況に係る調査に関すること など。</li> </ul>	保健福祉局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健衛生・防疫活動に関すること。</li> <li>飲料水及び食品の衛生に関すること。</li> <li>死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること。</li> <li>要配慮者の対策に関すること。</li> <li>社会福祉施設の対策に関すること。</li> <li>赤十字標章等の交付等に関すること。</li> <li>動物保護等に関すること など。</li> </ul>	こども未来局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者の対策に関すること。</li> <li>社会福祉施設の対策に関すること など。</li> </ul>	環境局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理に関すること。</li> <li>し尿の収集及び処理に関すること。</li> <li>大気汚染・水質汚濁等の調査及び防止対策に関すること など。</li> </ul>	経済農政局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急生活必需品及び食品等の調達に関すること。</li> <li>商工業関係被害調査及び連絡調整に関すること など。</li> </ul>	都市局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅の建設及び管理に関すること。</li> <li>被災市街地の復旧に関すること。</li> <li>市有建築物・公園施設等の応急復旧に関すること。</li> <li>鉄道、モノレール、バスその他交通関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>港湾関係機関との連絡調整に関すること など。</li> </ul>	建設局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の管理に関すること。</li> <li>緊急輸送路の確保に関すること。</li> <li>道路・橋梁等の応急復旧に関すること。</li> <li>公共下水道の応急復旧に関すること。</li> <li>下水処理場及びポンプ場等の応急復旧に関すること など。</li> </ul>	消防局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害への対応に関すること（救急・救助活動を含む）。</li> <li>緊急消防援助隊の受入れに関すること。</li> <li>消防団活動に関すること。</li> <li>生活関連等施設、危険物等取捨所の安全対策の支援に関すること。</li> <li>特殊標章等の交付等に関すること（消防職員のものに限る）。</li> <li>国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関すること。</li> <li>被災職員の援助に関すること など。</li> </ul>	水道局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の確保に関すること。</li> <li>市水道施設の応急復旧に関すること など。</li> </ul>	会計室対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護関係経費の出納に関すること。</li> <li>他の対策部に対する応援に関すること など。</li> </ul>
組織名称	武力攻撃事態における業務																																																						
総務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の動員及び配備の総合調整に関すること。</li> <li>国民の権利利益の救済に係る手続等に関すること。</li> <li>在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること。</li> <li>日本語を解さない外国人等の救援等に関すること。</li> <li>国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関すること。</li> <li>被災職員の援助に関すること。</li> <li>本部事務局の協力に関すること。</li> <li>情報収集・提供及び通信に関すること など。</li> </ul>																																																						
総合政策局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部事務局の協力に関すること など。</li> </ul>																																																						
財政局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護関係予算処置に関すること。</li> <li>市有財産の管理及び被害調査に関すること。</li> <li>被災者に対する市税の減免措置等の指導及び調整に関すること など。</li> </ul>																																																						
市民局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民の保護に関する総合調整に関すること。</li> <li>市国民保護対策本部に関すること。</li> <li>市国民保護対策本部、対策部、消防局、区国民保護対策本部、現地対策本部及び現地調整所との連絡調整に関すること。</li> <li>県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>特殊標章等の交付等に関すること（消防職員に係るものを除く）。</li> <li>通信体制の運用、統制に関すること。</li> <li>住民に対する警報や避難指示等の伝達に関すること。</li> <li>災害時要援護者の対策に関すること。</li> <li>被災情報及び安否情報の収集・提供に関すること。</li> <li>救援物資等に関すること。</li> <li>生活関連物資等の価格の動向及び需給の状況に係る調査に関すること など。</li> </ul>																																																						
保健福祉局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の医療、防疫、救護に関すること。</li> <li>医薬品及び衛生資材等の確保に関すること。</li> <li>保健衛生・防疫活動に関すること。</li> <li>市立看護病院、市立海浜病院の医療及び救援活動に関すること。</li> <li>飲料水及び食品の衛生に関すること。</li> <li>死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること。</li> <li>災害時要援護者の対策に関すること。</li> <li>社会福祉施設の対策に関すること。</li> <li>赤十字標章等の交付等に関すること。</li> <li>動物保護等に関すること など。</li> </ul>																																																						
こども未来局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者の対策に関すること。</li> <li>社会福祉施設の対策に関すること など。</li> </ul>																																																						
環境局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理に関すること。</li> <li>し尿の収集及び処理に関すること。</li> <li>大気汚染・水質汚濁等の調査及び防止対策に関すること など。</li> </ul>																																																						
経済農政局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急生活必需品及び食品等の調査に関すること。</li> <li>港湾関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>商工業関係被害調査及び連絡調整に関すること など。</li> </ul>																																																						
都市局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅の建設及び管理に関すること。</li> <li>被災市街地の復旧に関すること。</li> <li>市有建築物・公園施設等の応急復旧に関すること。</li> <li>鉄道、モノレール、バスその他交通関係機関との連絡調整に関すること など。</li> </ul>																																																						
建設局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の管理に関すること。</li> <li>緊急輸送路の確保に関すること。</li> <li>道路・橋梁等の応急復旧に関すること。</li> <li>公共下水道の応急復旧に関すること。</li> <li>下水処理場及びポンプ場等の応急復旧に関すること など。</li> </ul>																																																						
水道局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の確保に関すること。</li> <li>市水道施設の応急復旧に関すること など。</li> </ul>																																																						
会計室対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護関係経費の出納に関すること。</li> <li>他の対策部に対する応援に関すること など。</li> </ul>																																																						
組織名称	武力攻撃事態における業務																																																						
総務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の動員及び配備の総合調整に関すること。</li> <li>国民の権利利益の救済に係る手続等に関すること。</li> <li>在日外国人団体との情報連絡及び調整に関すること。</li> <li>日本語を解さない外国人等の救援等に関すること。</li> <li>国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関すること。</li> <li>被災職員の援助に関すること。</li> <li>本部事務局の協力に関すること。</li> <li>情報収集・提供及び通信に関すること。</li> <li>国民の保護に関する総合調整に関すること。</li> <li>市国民保護対策本部に関すること。</li> <li>市国民保護対策本部、対策部、消防局、区国民保護対策本部、現地対策本部及び現地調整所との連絡調整に関すること。</li> <li>県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>特殊標章等の交付等に関すること（消防職員に係るものを除く）。</li> <li>通信体制の運用、統制に関すること。</li> <li>住民に対する警報や避難指示等の伝達に関すること。</li> <li>要配慮者の対策に関すること。</li> <li>被災情報及び安否情報の収集・提供に関すること など。</li> </ul>																																																						
総合政策局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部事務局の協力に関すること など。</li> </ul>																																																						
財政局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護関係予算処置に関すること。</li> <li>市有財産の管理及び被害調査に関すること。</li> <li>被災者に対する市税の減免措置等の指導及び調整に関すること など。</li> </ul>																																																						
市民局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>救援物資等に関すること。</li> <li>生活関連物資等の価格の動向及び需給の状況に係る調査に関すること など。</li> </ul>																																																						
保健福祉局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健衛生・防疫活動に関すること。</li> <li>飲料水及び食品の衛生に関すること。</li> <li>死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること。</li> <li>要配慮者の対策に関すること。</li> <li>社会福祉施設の対策に関すること。</li> <li>赤十字標章等の交付等に関すること。</li> <li>動物保護等に関すること など。</li> </ul>																																																						
こども未来局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者の対策に関すること。</li> <li>社会福祉施設の対策に関すること など。</li> </ul>																																																						
環境局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理に関すること。</li> <li>し尿の収集及び処理に関すること。</li> <li>大気汚染・水質汚濁等の調査及び防止対策に関すること など。</li> </ul>																																																						
経済農政局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急生活必需品及び食品等の調達に関すること。</li> <li>商工業関係被害調査及び連絡調整に関すること など。</li> </ul>																																																						
都市局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅の建設及び管理に関すること。</li> <li>被災市街地の復旧に関すること。</li> <li>市有建築物・公園施設等の応急復旧に関すること。</li> <li>鉄道、モノレール、バスその他交通関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>港湾関係機関との連絡調整に関すること など。</li> </ul>																																																						
建設局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の管理に関すること。</li> <li>緊急輸送路の確保に関すること。</li> <li>道路・橋梁等の応急復旧に関すること。</li> <li>公共下水道の応急復旧に関すること。</li> <li>下水処理場及びポンプ場等の応急復旧に関すること など。</li> </ul>																																																						
消防局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>武力攻撃災害への対応に関すること（救急・救助活動を含む）。</li> <li>緊急消防援助隊の受入れに関すること。</li> <li>消防団活動に関すること。</li> <li>生活関連等施設、危険物等取捨所の安全対策の支援に関すること。</li> <li>特殊標章等の交付等に関すること（消防職員のものに限る）。</li> <li>国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関すること。</li> <li>被災職員の援助に関すること など。</li> </ul>																																																						
水道局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の確保に関すること。</li> <li>市水道施設の応急復旧に関すること など。</li> </ul>																																																						
会計室対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護関係経費の出納に関すること。</li> <li>他の対策部に対する応援に関すること など。</li> </ul>																																																						

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">教育委員会事務局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校施設等の避難所の開設に関する事</li> <li>・ 学校施設等の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>・ 文化財の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>・ 児童生徒等の安全、避難等に関する事</li> <li>・ 児童生徒等の保健に関する事</li> <li>・ 学用品の給与に関する事</li> <li>・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関する事</li> <li>・ 被災職員の援助に関する事 など</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">選挙管理委員会事務局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人事委員会事務局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査委員会事務局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農業委員会事務局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">議会事務局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に係る議会活動に関する事</li> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事 など</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消防局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助活動を含む）</li> <li>・ 緊急消防援助隊の受入れに関する事</li> <li>・ 消防団活動に関する事</li> <li>・ 生活関連等施設、危険物等取扱所の安全対策の支援に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊標章等の交付等に関する事（消防職員のものに限る）</li> <li>・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関する事</li> <li>・ 被災職員の援助に関する事 など</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区国民保護対策本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区国民保護対策本部に関する事</li> <li>・ 警報等の伝達に関する事</li> <li>・ 避難所の開設及び管理運営に関する事</li> <li>・ 避難者の誘導及び救援に関する事</li> <li>・ 被災者に対する市税の減免措置等に関する事</li> <li>・ 避難者の医療、助産、救援に関する事</li> <li>・ 安否情報の提供に関する事 など</li> </ul> </td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">(4)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 関係機関相互の連携</p> <p>(略)</p>	教育委員会事務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校施設等の避難所の開設に関する事</li> <li>・ 学校施設等の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>・ 文化財の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>・ 児童生徒等の安全、避難等に関する事</li> <li>・ 児童生徒等の保健に関する事</li> <li>・ 学用品の給与に関する事</li> <li>・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関する事</li> <li>・ 被災職員の援助に関する事 など</li> </ul>	選挙管理委員会事務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul>	人事委員会事務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul>	監査委員会事務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul>	農業委員会事務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul>	議会事務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に係る議会活動に関する事</li> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事 など</li> </ul>	消防局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助活動を含む）</li> <li>・ 緊急消防援助隊の受入れに関する事</li> <li>・ 消防団活動に関する事</li> <li>・ 生活関連等施設、危険物等取扱所の安全対策の支援に関する事</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊標章等の交付等に関する事（消防職員のものに限る）</li> <li>・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関する事</li> <li>・ 被災職員の援助に関する事 など</li> </ul>	区国民保護対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区国民保護対策本部に関する事</li> <li>・ 警報等の伝達に関する事</li> <li>・ 避難所の開設及び管理運営に関する事</li> <li>・ 避難者の誘導及び救援に関する事</li> <li>・ 被災者に対する市税の減免措置等に関する事</li> <li>・ 避難者の医療、助産、救援に関する事</li> <li>・ 安否情報の提供に関する事 など</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">病院局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者の医療、助産、救援に関する事</li> <li>・ 医療品及び衛生資材等の確保に関する事</li> <li>・ 市立青葉病院、市立海浜病院の医療及び救援活動に関する事 など</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会事務局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校施設等の避難所の開設に関する事</li> <li>・ 学校施設等の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>・ 文化財の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>・ 児童生徒等の安全、避難等に関する事</li> <li>・ 児童生徒等の保健に関する事</li> <li>・ 学用品の給与に関する事</li> <li>・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関する事</li> <li>・ 被災職員の援助に関する事 など</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">選挙管理委員会事務局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人事委員会事務局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査委員会事務局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">議会事務局対策部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に係る議会活動に関する事</li> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事 など</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区国民保護対策本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区国民保護対策本部に関する事</li> <li>・ 警報等の伝達に関する事</li> <li>・ 避難所の開設及び管理運営に関する事</li> <li>・ 避難者の誘導及び救援に関する事</li> <li>・ 被災者に対する市税の減免措置等に関する事</li> <li>・ 避難者の医療、助産、救援に関する事</li> <li>・ 安否情報の提供に関する事 など</li> </ul> </td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">(4)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 関係機関相互の連携</p> <p>(略)</p>	病院局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者の医療、助産、救援に関する事</li> <li>・ 医療品及び衛生資材等の確保に関する事</li> <li>・ 市立青葉病院、市立海浜病院の医療及び救援活動に関する事 など</li> </ul>	教育委員会事務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校施設等の避難所の開設に関する事</li> <li>・ 学校施設等の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>・ 文化財の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>・ 児童生徒等の安全、避難等に関する事</li> <li>・ 児童生徒等の保健に関する事</li> <li>・ 学用品の給与に関する事</li> <li>・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関する事</li> <li>・ 被災職員の援助に関する事 など</li> </ul>	選挙管理委員会事務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul>	人事委員会事務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul>	監査委員会事務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul>	議会事務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に係る議会活動に関する事</li> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事 など</li> </ul>	区国民保護対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区国民保護対策本部に関する事</li> <li>・ 警報等の伝達に関する事</li> <li>・ 避難所の開設及び管理運営に関する事</li> <li>・ 避難者の誘導及び救援に関する事</li> <li>・ 被災者に対する市税の減免措置等に関する事</li> <li>・ 避難者の医療、助産、救援に関する事</li> <li>・ 安否情報の提供に関する事 など</li> </ul>
教育委員会事務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校施設等の避難所の開設に関する事</li> <li>・ 学校施設等の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>・ 文化財の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>・ 児童生徒等の安全、避難等に関する事</li> <li>・ 児童生徒等の保健に関する事</li> <li>・ 学用品の給与に関する事</li> <li>・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関する事</li> <li>・ 被災職員の援助に関する事 など</li> </ul>																																
選挙管理委員会事務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul>																																
人事委員会事務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul>																																
監査委員会事務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul>																																
農業委員会事務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul>																																
議会事務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に係る議会活動に関する事</li> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事 など</li> </ul>																																
消防局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助活動を含む）</li> <li>・ 緊急消防援助隊の受入れに関する事</li> <li>・ 消防団活動に関する事</li> <li>・ 生活関連等施設、危険物等取扱所の安全対策の支援に関する事</li> </ul>																																
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊標章等の交付等に関する事（消防職員のものに限る）</li> <li>・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関する事</li> <li>・ 被災職員の援助に関する事 など</li> </ul>																																
区国民保護対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区国民保護対策本部に関する事</li> <li>・ 警報等の伝達に関する事</li> <li>・ 避難所の開設及び管理運営に関する事</li> <li>・ 避難者の誘導及び救援に関する事</li> <li>・ 被災者に対する市税の減免措置等に関する事</li> <li>・ 避難者の医療、助産、救援に関する事</li> <li>・ 安否情報の提供に関する事 など</li> </ul>																																
病院局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者の医療、助産、救援に関する事</li> <li>・ 医療品及び衛生資材等の確保に関する事</li> <li>・ 市立青葉病院、市立海浜病院の医療及び救援活動に関する事 など</li> </ul>																																
教育委員会事務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校施設等の避難所の開設に関する事</li> <li>・ 学校施設等の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>・ 文化財の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>・ 児童生徒等の安全、避難等に関する事</li> <li>・ 児童生徒等の保健に関する事</li> <li>・ 学用品の給与に関する事</li> <li>・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等に関する事</li> <li>・ 被災職員の援助に関する事 など</li> </ul>																																
選挙管理委員会事務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul>																																
人事委員会事務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul>																																
監査委員会事務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事</li> </ul>																																
議会事務局対策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に係る議会活動に関する事</li> <li>・ 他の対策部に対する応援に関する事 など</li> </ul>																																
区国民保護対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区国民保護対策本部に関する事</li> <li>・ 警報等の伝達に関する事</li> <li>・ 避難所の開設及び管理運営に関する事</li> <li>・ 避難者の誘導及び救援に関する事</li> <li>・ 被災者に対する市税の減免措置等に関する事</li> <li>・ 避難者の医療、助産、救援に関する事</li> <li>・ 安否情報の提供に関する事 など</li> </ul>																																

千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 自主防災組織等に対する支援等</p> <p>(1) 自主防災組織等に対する支援 【法第4条第3項】</p> <p>市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>8 (略)</p>	<p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>(略)</p> <p><u>さらに、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、市は当該協議会へ参加し、国・県・市において国民保護措置に関する情報の交換や相互協力を努める。</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 自主防災組織等に対する支援等</p> <p>(1) 自主防災組織等に対する支援 【法第4条第3項】</p> <p>市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町内自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>8 (略)</p>
<p>第4 警報の伝達、避難住民の誘導等</p> <p>1 警報の伝達等</p> <p>(略)</p>	<p>第4 警報の伝達、避難住民の誘導等</p> <p>1 警報の伝達等</p> <p>(略)</p>

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(1) 警報の内容の伝達等 【法第47条第1項】</p> <p>市長は、知事から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び自治会、町内会等の関係団体に警報の内容を伝達するとともに、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 警報の内容の伝達方法</p> <p>① 警報の内容の伝達方法 【法第47条第2項】 (略)</p> <p><u>警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合</p> <p>(略)</p> <p>また、広報車の使用、安全・安心メールの配信、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 警報の内容の伝達等 【法第47条第1項】</p> <p>市長は、知事から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び町内自治会等の関係団体に警報の内容を伝達するとともに、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 警報の内容の伝達方法</p> <p>① 警報の内容の伝達方法 【法第47条第2項】</p> <p><u>警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合</p> <p>(略)</p> <p>また、広報車の使用、<u>ちばし災害緊急速報メール及び安全・安心メールの配信、SNS (ソーシャル・ネットワーキング・システム) の活用</u>、消防団や自主防災組織による伝達、<u>町内自治会等への協力依頼</u>などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。</p> <p>(略)</p>

千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>② 消防機関等及び県警察との連携 【法第47条第3項】</p> <p>(略)</p> <p>この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、<u>自治会や災害時要援護者等</u>への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>③ <u>災害時要援護者等</u>への配慮</p> <p>警報の内容の伝達においては、<u>市災害時要援護者支援計画に基づき、迅速かつ的確に行うこととし、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 避難住民の誘導等</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>※ <u>全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p> <p>② 消防機関等及び県警察との連携 【法第47条第3項】</p> <p>(略)</p> <p>この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、<u>町内自治会や避難行動要支援者</u>への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>③ <u>要配慮者</u>への配慮</p> <p>警報の内容の伝達においては、<u>市災害時要配慮者支援計画に準じて、迅速かつ的確に行うよう努める。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 避難住民の誘導等</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p>

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(2) 避難実施要領の策定・伝達等 【法第61条】</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 避難実施要領への記載事項</p> <p>(略)</p> <p>ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位</p> <p style="padding-left: 20px;">避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、<u>自治会、町内会、事務所等</u>、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>ク <u>災害時要援護者</u>への対応</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>災害時要援護者</u>の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。</p> <p>ケ～シ (略)</p> <p>④ 避難実施要領策定の際の考慮事項</p> <p>(略)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>災害時要援護者</u>の避難方法の決定</p> <p>キ～コ (略)</p>	<p>(2) 避難実施要領の策定・伝達等 【法第61条】</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 避難実施要領への記載事項</p> <p>(略)</p> <p>ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位</p> <p style="padding-left: 20px;">避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、<u>町内自治会、事務所等</u>、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>ク <u>避難行動要支援者</u>への対応</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>避難行動要支援者</u>の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。</p> <p>ケ～シ (略)</p> <p>④ 避難実施要領策定の際の考慮事項</p> <p>(略)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>避難行動要支援者</u>の避難方法の決定</p> <p>キ～コ (略)</p>

# 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>【参考 避難実施要領のイメージ】<sup>4)</sup></p> <p style="text-align: right;">〇〇県A市長 〇月〇日〇時現在</p> <p>1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法。 A市における住民の避難は、次の方法で行う。</p> <p>(1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。</p> <p>【避難経路及び避難手段】</p> <p>○ 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）</p> <p>バスの場合：A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、〇日〇時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。</p> <p>集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。</p> <p>鉄道の場合：A市A1地区の住民は、〇〇鉄道△△線A A駅前広場に集合する。その際〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、A A駅までの経路としては、できるだけ国道〇〇号線又はA A通りを使用すること。</p> <p>集合後は、〇日〇時〇分B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。</p> <p>船舶の場合：A市1地区の住民は、A市A港に、〇日〇時〇分を目途に集合する。その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、〇日〇時〇分B市B1港行きの、〇〇汽船が所有するフェリー〇〇号に乗船する。</p> <p>・・・以下略・・・</p> <p>(2) A市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、〇日〇時〇分を目途に住民の避難を開始する。</p> <p>・・・以下略・・・</p> <p>2 避難住民の誘導の実施方法。</p> <p>(1) 職員の役割分担</p> <p>避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民への周知要員</li> <li>・ 避難誘導要員</li> <li>・ 市対策本部要員</li> <li>・ 現地連絡要員</li> <li>・ 避難所運営要員</li> <li>・ 水、食料等支援要員 等。</li> </ul> <p>(2) 残留者の確認</p> <p>市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)</p> <p>(3) 災害時避難要領に対する避難誘導</p> <p>誘導に当たっては、災害時避難要領の避難誘導を優先的に行う。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。</p> <p>3 その他避難の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 携行品は、数日分の飲料水や食品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。</p> <p>(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。</p> <p>(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。</p> <p>A市対策本部 担当 〇山〇男 TEL 〇××××××××××(内線×××××) FAX 〇××××××××××</p> <p>・・・以下略・・・</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>(3) 避難住民の誘導</p>	<p>【参考 避難実施要領のイメージ】<sup>4)</sup></p> <p style="text-align: right;">〇〇県A市長 〇月〇日〇時現在</p> <p>1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法。 A市における住民の避難は、次の方法で行う。</p> <p>(1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。</p> <p>【避難経路及び避難手段】</p> <p>○ 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）</p> <p>バスの場合：A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、〇日〇時を目途に、できるだけ町内自治会、事業所等の単位で行動すること。</p> <p>集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。</p> <p>鉄道の場合：A市A1地区の住民は、〇〇鉄道△△線A A駅前広場に集合する。その際〇日〇時〇分を目途に、できるだけ町内自治会、事業所等の単位で行動し、A A駅までの経路としては、できるだけ国道〇〇号線又はA A通りを使用すること。</p> <p>集合後は、〇日〇時〇分B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。</p> <p>船舶の場合：A市1地区の住民は、A市A港に、〇日〇時〇分を目途に集合する。その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ町内自治会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、〇日〇時〇分B市B1港行きの、〇〇汽船が所有するフェリー〇〇号に乗船する。</p> <p>・・・以下略・・・</p> <p>(2) A市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、〇日〇時〇分を目途に住民の避難を開始する。</p> <p>・・・以下略・・・</p> <p>2 避難住民の誘導の実施方法。</p> <p>(1) 職員の役割分担</p> <p>避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民への周知要員</li> <li>・ 避難誘導要員</li> <li>・ 市対策本部要員</li> <li>・ 現地連絡要員</li> <li>・ 避難所運営要員</li> <li>・ 水、食料等支援要員 等。</li> </ul> <p>(2) 残留者の確認</p> <p>市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)</p> <p>(3) 避難行動要領等に対する避難誘導</p> <p>誘導に当たっては、避難行動要領等の避難誘導を優先的に行う。また、自主防災組織や町内自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。</p> <p>3 その他避難の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 携行品は、数日分の飲料水や食品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。</p> <p>(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。</p> <p>(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。</p> <p>A市対策本部 担当 〇山〇男 TEL 〇××××××××××(内線×××××) FAX 〇××××××××××</p> <p>・・・以下略・・・</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>(3) 避難住民の誘導</p>



## 千葉市国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>① 市長による避難住民の誘導 【法第62条第1項】</p> <p>市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、<u>自治会、町内会</u>、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。 (略)</p> <p>② 消防機関の活動</p> <p>消防局は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>自力歩行困難な災害時要援護者</u>の人員運送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局と連携しつつ、<u>自主防災組織、自治会等</u>と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 自主防災組織等に対する協力の要請</p> <p>市長は、避難住民の誘導に当たっては、<u>自主防災組織や自治会長</u>等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>① 市長による避難住民の誘導 【法第62条第1項】</p> <p>市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、<u>町内自治会</u>、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。 (略)</p> <p>② 消防機関の活動</p> <p>消防局は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>自力歩行困難な避難行動要支援者</u>の人員運送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局と連携しつつ、<u>自主防災組織、町内自治会等</u>と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 自主防災組織等に対する協力の要請</p> <p>市長は、避難住民の誘導に当たっては、<u>自主防災組織や町内自治会長</u>等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。</p> <p>⑤ (略)</p>

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>⑥ <u>災害時要援護者への配慮</u></p> <p>市長は、<u>災害時要援護者の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力するとともに、市災害時要援護者支援計画に基づく災害時要援護者の類型等に応じた連絡、運送手段の確保を的確に行う。</u></p> <p>⑦～⑭ (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>⑮・⑯ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第5 救 援</p> <p>(略)</p> <p>1 救援の実施</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>⑥ <u>避難行動要支援者への配慮</u></p> <p>市長は、<u>避難行動要支援者の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力するとともに、市災害時要配慮者支援計画に準じて避難行動要支援者に応じた連絡、運送手段の確保を的確に行う。</u></p> <p>⑦～⑭ (略)</p> <p>⑮ <u>大規模集客施設等における避難</u></p> <p>市は、<u>大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p> <p>⑯・⑰ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第5 救 援</p> <p>(略)</p> <p>1 救援の実施</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(3) 救援の程度、方法及び期間 【法第75条第3項、施行令第10条】</p> <p>市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び方法の基準」という。）に基づき救援を行う。また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から厚生労働大臣が定める日までとする。</p> <p>市長は、「救援の程度及び方法の基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、厚生労働大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。</p> <p>なお、市は、災害時要援護者に対して適切な救援を実施できるよう、十分配慮する。あわせて、救援の実施に当たっては、男女のニーズの違いにも配慮する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 救援の際の物資の売渡し要請等</p> <p>(1) 事業者への保管・売渡し要請 【法第81条】</p> <p>(略)</p> <p>a～h (略)</p> <p>i その他の救援の実施に必要なものとして厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>第6 安否情報の収集・提供</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p>	<p>(3) 救援の程度、方法及び期間 【法第75条第3項、施行令第10条】</p> <p>市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び方法の基準」という。）に基づき救援を行う。また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。</p> <p>市長は、「救援の程度及び方法の基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。</p> <p>なお、市は、要配慮者に対して適切な救援を実施できるよう、十分配慮する。あわせて、救援の実施に当たっては、男女のニーズの違いにも配慮する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 救援の際の物資の売渡し要請等</p> <p>(1) 事業者への保管・売渡し要請 【法第81条】</p> <p>(略)</p> <p>a～h (略)</p> <p>i その他の救援の実施に必要なものとして内閣総理大臣が定めるもの</p> <p>第6 安否情報の収集・提供</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p>

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>2 県に対する報告</p> <p>(略)</p> <p>なお、安否情報システムが使用不可能な場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、<u>電子メール</u>で県に送付する。</p> <p>(略)</p> <p>第7 武力攻撃災害への対処</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 生活関連等施設における災害への対処等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)武力攻撃原子力災害への対応 【法第105条】</p> <p>(略)</p> <p>国の対策本部長は、直ちに武力攻撃原子力災害への対処に関する事項の公示を行い、<u>関係大臣</u>を指揮して応急対策を講じることとされている。</p> <p>(略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 NBC攻撃による災害への対処 【法第107条、第108条】</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>2 県に対する報告</p> <p>(略)</p> <p>なお、安否情報システムが使用不可能な場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、<u>安否情報システム等</u>により県に送付する。</p> <p>(略)</p> <p>第7 武力攻撃災害への対処</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 生活関連等施設における災害への対処等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)武力攻撃原子力災害への対応 【法第105条】</p> <p>(略)</p> <p>国の対策本部長は、直ちに武力攻撃原子力災害への対処に関する事項の公示を行い、<u>関係大臣等</u>を指揮して応急対策を講じることとされている。</p> <p>(略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 NBC攻撃による災害への対処 【法第107条、第108条】</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p>

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(2) 国の方針に基づく措置の実施</p> <p>市は、内閣総理大臣が<u>関係大臣</u>を指揮して汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>(略)</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>(略)</p> <p>さらに、<u>市災害時要援護者支援計画に基づき、災害時要援護者及びその他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(2) 国の方針に基づく措置の実施</p> <p>市は、内閣総理大臣が<u>関係大臣等</u>を指揮して汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>(略)</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>(略)</p> <p>さらに、<u>市災害時要配慮者支援計画に準じて、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第10・第11 (略)</p> <p>第3編 緊急処理事態への備えと対処</p> <p>第1章 総論</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p> <p>第2章 緊急処理事態への対処</p> <p>第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p> <p>1 事態認定前における体制及び初動措置</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 初動時情報収集体制（担当課体制）</p> <p style="padding-left: 60px;">消防機関や市職員からの連絡その他の情報により、市の各課、室及び事業所等において緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を総合防災課及び所管局・区等の長あてに報告する。担当課である総合防災課職員は、<u>危機管理担当参事</u>の総合調整のもと、情報収集等の対応に当たる。</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 市警戒本部の設置</p> <p style="padding-left: 60px;">(略)</p>	<p>第10・第11 (略)</p> <p>第3編 緊急処理事態への備えと対処</p> <p>第1章 総論</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p> <p>第2章 緊急処理事態への対処</p> <p>第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p style="padding-left: 20px;">(略)</p> <p>1 事態認定前における体制及び初動措置</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 初動時情報収集体制（担当課体制）</p> <p style="padding-left: 60px;">消防機関や市職員からの連絡その他の情報により、市の各課、室及び事業所等において緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を<u>危機管理課・防災対策課</u>及び所管局・区等の長あてに報告する。担当課である<u>危機管理課・防災対策課</u>職員は、<u>危機管理監</u>の総合調整のもと、情報収集等の対応に当たる。</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 市警戒本部の設置</p> <p style="padding-left: 60px;">(略)</p>

# 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後																																														
<p>① 市警戒本部・第2種配備体制</p> <p>下記のとおり、<u>市民局長</u>が本部長となり、市警戒本部を設置する。また、本部の指示のもと、<u>市民局</u>、<u>消防局</u>のほか、<u>関係局・区</u>が各局・区長を対策部長として対策部を設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">市警戒本部・第2種配備体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">本部員会議</td> <td style="width: 40%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本部長</td><td>市民局長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>消防局長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td></tr> </table> </td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">対策部</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>市民局対策部 (対策部長：市民局長)</td></tr> <tr><td>その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)</td></tr> <tr><td>消防局</td></tr> </table> </td> </tr> </table>   <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">本部事務局</td> <td style="width: 40%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事務局長</td><td>市民部長</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table> </td> </tr> </table> <p>本部事務局内には、対策本部設置時に準じ、適宜班を設ける。(55ページ参照)</p> </div> <p>② 市警戒本部・第3種配備体制</p> <p>記のとおり、<u>市民局</u>を所管する副市長が本部長となり、市警戒本部を設置する。また、本部の指示のもと、<u>市民局</u>、<u>消防局</u>のほか、<u>関係局・区</u>が各局・区長を対策部長として対策部を設置する。</p>	本部員会議	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本部長</td><td>市民局長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>消防局長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td></tr> </table>	本部長	市民局長	副本部長	消防局長	本部員	その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。	対策部	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>市民局対策部 (対策部長：市民局長)</td></tr> <tr><td>その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)</td></tr> <tr><td>消防局</td></tr> </table>	市民局対策部 (対策部長：市民局長)	その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)	消防局	本部事務局	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事務局長</td><td>市民部長</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table>	事務局長	市民部長	事務局次長	危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹	事務局員	各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員	<p>① 市警戒本部・第2種配備体制</p> <p>下記のとおり、<u>総務局長</u>が本部長となり、市警戒本部を設置する。また、本部の指示のもと、<u>総務局</u>、<u>消防局</u>のほか、<u>関係局・区</u>が各局・区長を対策部長として対策部を設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">市警戒本部・第2種配備体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">本部員会議</td> <td style="width: 40%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本部長</td><td>総務局長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>消防局長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td></tr> </table> </td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">対策部</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>総務局対策部 (対策部長：総務局長)</td></tr> <tr><td>その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)</td></tr> <tr><td>消防局</td></tr> </table> </td> </tr> </table>   <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">本部事務局</td> <td style="width: 40%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事務局長</td><td>危機管理監</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理課長 防災対策課長</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table> </td> </tr> </table> <p>本部事務局内には、対策本部設置時に準じ、適宜班を設ける。(55ページ参照)</p> <p>② 市警戒本部・第3種配備体制</p> <p>記のとおり、<u>総務局</u>を所管する副市長が本部長となり、市警戒本部を設置する。また、本部の指示のもと、<u>総務局</u>、<u>消防局</u>のほか、<u>関係局・区</u>が各局・区長を対策部長として対策部を設置する。</p> </div>	本部員会議	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本部長</td><td>総務局長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>消防局長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td></tr> </table>	本部長	総務局長	副本部長	消防局長	本部員	その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。	対策部	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>総務局対策部 (対策部長：総務局長)</td></tr> <tr><td>その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)</td></tr> <tr><td>消防局</td></tr> </table>	総務局対策部 (対策部長：総務局長)	その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)	消防局	本部事務局	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事務局長</td><td>危機管理監</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理課長 防災対策課長</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table>	事務局長	危機管理監	事務局次長	危機管理課長 防災対策課長	事務局員	各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員
本部員会議	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本部長</td><td>市民局長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>消防局長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td></tr> </table>	本部長	市民局長	副本部長	消防局長	本部員	その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。	対策部	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>市民局対策部 (対策部長：市民局長)</td></tr> <tr><td>その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)</td></tr> <tr><td>消防局</td></tr> </table>	市民局対策部 (対策部長：市民局長)	その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)	消防局																																	
本部長	市民局長																																														
副本部長	消防局長																																														
本部員	その他関係局長																																														
本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。																																														
市民局対策部 (対策部長：市民局長)																																															
その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)																																															
消防局																																															
本部事務局	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事務局長</td><td>市民部長</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table>	事務局長	市民部長	事務局次長	危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹	事務局員	各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																								
事務局長	市民部長																																														
事務局次長	危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部調整主幹																																														
事務局員	各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																														
本部員会議	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本部長</td><td>総務局長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>消防局長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td></tr> </table>	本部長	総務局長	副本部長	消防局長	本部員	その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。	対策部	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>総務局対策部 (対策部長：総務局長)</td></tr> <tr><td>その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)</td></tr> <tr><td>消防局</td></tr> </table>	総務局対策部 (対策部長：総務局長)	その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)	消防局																																	
本部長	総務局長																																														
副本部長	消防局長																																														
本部員	その他関係局長																																														
本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。																																														
総務局対策部 (対策部長：総務局長)																																															
その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)																																															
消防局																																															
本部事務局	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事務局長</td><td>危機管理監</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理課長 防災対策課長</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table>	事務局長	危機管理監	事務局次長	危機管理課長 防災対策課長	事務局員	各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																								
事務局長	危機管理監																																														
事務局次長	危機管理課長 防災対策課長																																														
事務局員	各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																														

# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

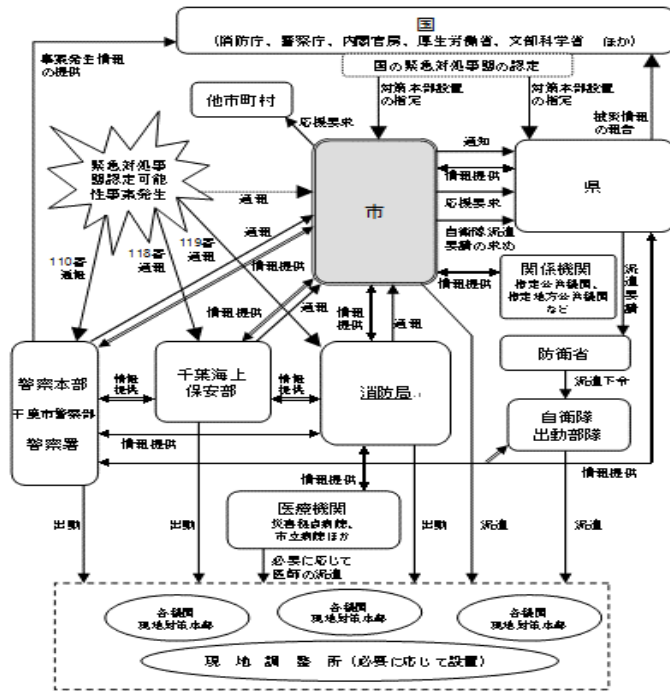
改正前	改正後																																													
<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">市警戒本部・第3種配備体制</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">本部員会議</td> <td style="width: 30%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本部長</td><td>市民局を所管する副市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>市民局長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>消防局長 その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td></tr> </table> </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 30%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>市民局対策部 (対策部長：市民局長)</td></tr> <tr><td>その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)</td></tr> <tr><td>消防局</td></tr> </table> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">本部事務局</td> <td style="width: 80%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事務局長</td><td>市民部長</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部副総主幹</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table> </td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">本部事務局内には、対策本部設置時に準じ、適宜班を設ける。(55ページ参照)</p>	本部員会議	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本部長</td><td>市民局を所管する副市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>市民局長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>消防局長 その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td></tr> </table>	本部長	市民局を所管する副市長	副本部長	市民局長	本部員	消防局長 その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>市民局対策部 (対策部長：市民局長)</td></tr> <tr><td>その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)</td></tr> <tr><td>消防局</td></tr> </table>	市民局対策部 (対策部長：市民局長)	その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)	消防局	本部事務局	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事務局長</td><td>市民部長</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部副総主幹</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table>	事務局長	市民部長	事務局次長	危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部副総主幹	事務局員	各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">市警戒本部・第3種配備体制</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">本部員会議</td> <td style="width: 30%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本部長</td><td>総務局を所管する副市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>総務局長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>消防局長 その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td></tr> </table> </td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 30%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>総務局対策部 (対策部長：総務局長)</td></tr> <tr><td>その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)</td></tr> </table> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">本部事務局</td> <td style="width: 80%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事務局長</td><td>危機管理監</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理課長 防災対策課長</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table> </td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">本部事務局内には、対策本部設置時に準じ、適宜班を設ける。(55ページ参照)</p>	本部員会議	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本部長</td><td>総務局を所管する副市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>総務局長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>消防局長 その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td></tr> </table>	本部長	総務局を所管する副市長	副本部長	総務局長	本部員	消防局長 その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>総務局対策部 (対策部長：総務局長)</td></tr> <tr><td>その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)</td></tr> </table>	総務局対策部 (対策部長：総務局長)	その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)	本部事務局	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事務局長</td><td>危機管理監</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理課長 防災対策課長</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table>	事務局長	危機管理監	事務局次長	危機管理課長 防災対策課長	事務局員	各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員
本部員会議	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本部長</td><td>市民局を所管する副市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>市民局長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>消防局長 その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td></tr> </table>	本部長	市民局を所管する副市長	副本部長	市民局長	本部員	消防局長 その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>市民局対策部 (対策部長：市民局長)</td></tr> <tr><td>その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)</td></tr> <tr><td>消防局</td></tr> </table>	市民局対策部 (対策部長：市民局長)	その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)	消防局																																
本部長	市民局を所管する副市長																																													
副本部長	市民局長																																													
本部員	消防局長 その他関係局長																																													
本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。																																													
市民局対策部 (対策部長：市民局長)																																														
その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)																																														
消防局																																														
本部事務局	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事務局長</td><td>市民部長</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部副総主幹</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table>	事務局長	市民部長	事務局次長	危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部副総主幹	事務局員	各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																							
事務局長	市民部長																																													
事務局次長	危機管理担当参事 総合防災課長 消防局予防部副総主幹																																													
事務局員	各部・区本部連絡員 総合防災課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																													
本部員会議	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本部長</td><td>総務局を所管する副市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>総務局長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>消防局長 その他関係局長</td></tr> <tr><td>本部派遣職員</td><td>関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。</td></tr> </table>	本部長	総務局を所管する副市長	副本部長	総務局長	本部員	消防局長 その他関係局長	本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>総務局対策部 (対策部長：総務局長)</td></tr> <tr><td>その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)</td></tr> </table>	総務局対策部 (対策部長：総務局長)	その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)																																	
本部長	総務局を所管する副市長																																													
副本部長	総務局長																																													
本部員	消防局長 その他関係局長																																													
本部派遣職員	関係機関から、本部長が必要に応じ派遣を要請する者。																																													
総務局対策部 (対策部長：総務局長)																																														
その他関係局・区対策部 (対策部長：各局・区長)																																														
本部事務局	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事務局長</td><td>危機管理監</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>危機管理課長 防災対策課長</td></tr> <tr><td>事務局員</td><td>各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員</td></tr> </table>	事務局長	危機管理監	事務局次長	危機管理課長 防災対策課長	事務局員	各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																							
事務局長	危機管理監																																													
事務局次長	危機管理課長 防災対策課長																																													
事務局員	各部・区本部連絡員 危機管理課職員 防災対策課職員 その他事務局長が指名する職員 必要に応じ、関係機関が派遣する本部連絡員																																													
<p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 関係機関相互の連携</p> <p>(略)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 関係機関相互の連携</p> <p>(略)</p>																																													



# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

改正前

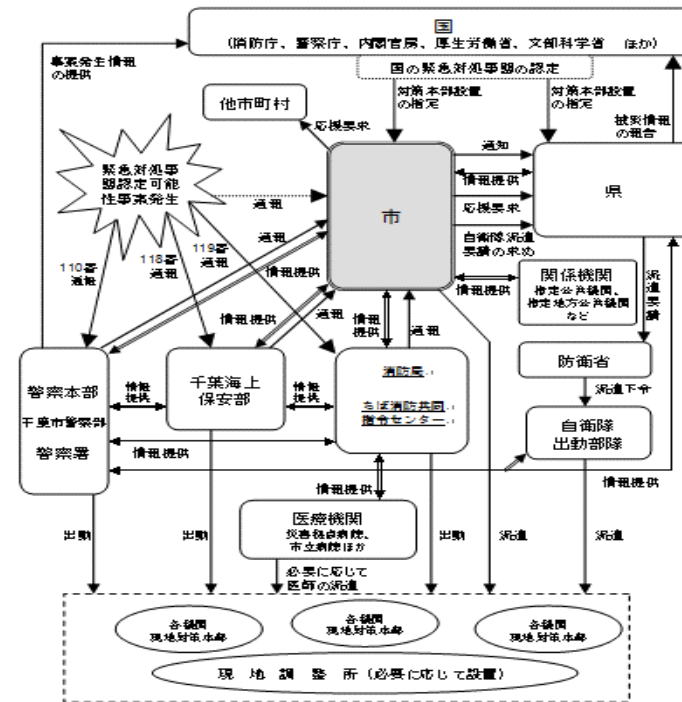
- (1) (略)
- (2) 緊急対処事態認定前後における関係機関連携モデル



(略)

改正後

- (1) (略)
- (2) 緊急対処事態認定前後における関係機関連携モデル



(略)

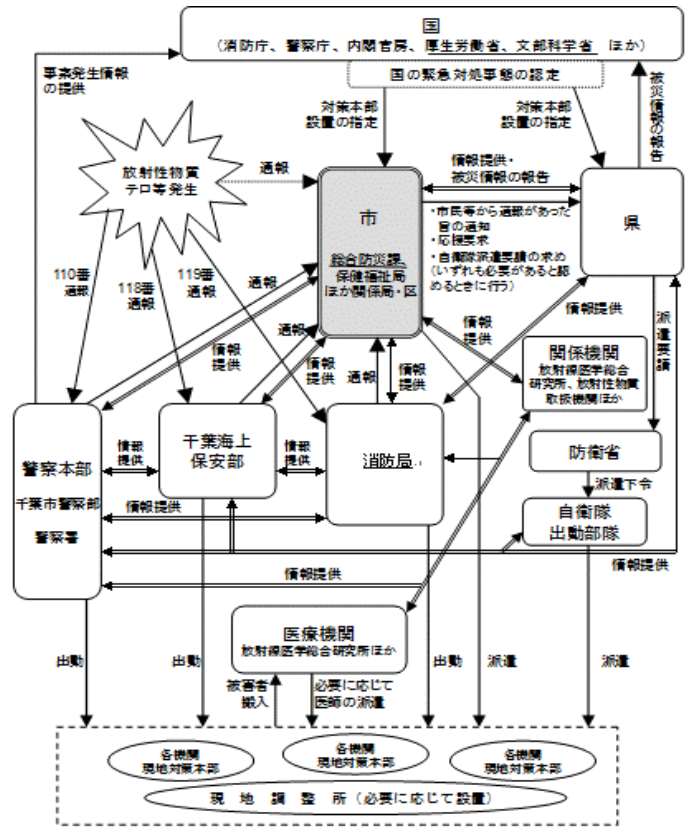
## 千葉市国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>2 使用物質別の相互連携モデルと主な役割</p> <p>(略)</p> <p>(1) 放射性物質が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「放射性物質テロ等」という。）</p> <p>① (略)</p>	<p>2 使用物質別の相互連携モデルと主な役割</p> <p>(略)</p> <p>(1) 放射性物質が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「放射性物質テロ等」という。）</p> <p>① (略)</p>

# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

改正前

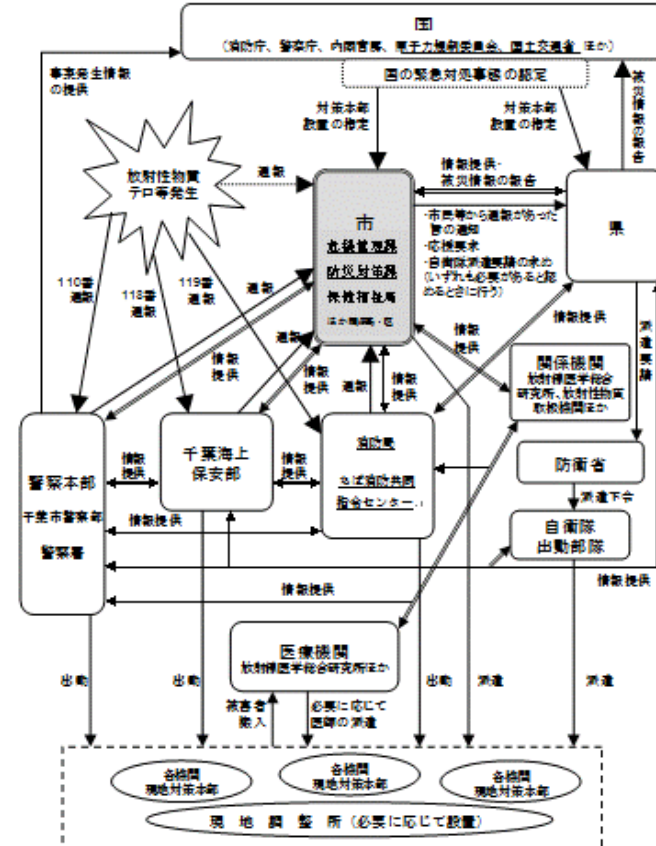
## ② 放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル



(略)

改正後

## ② 放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル



(略)

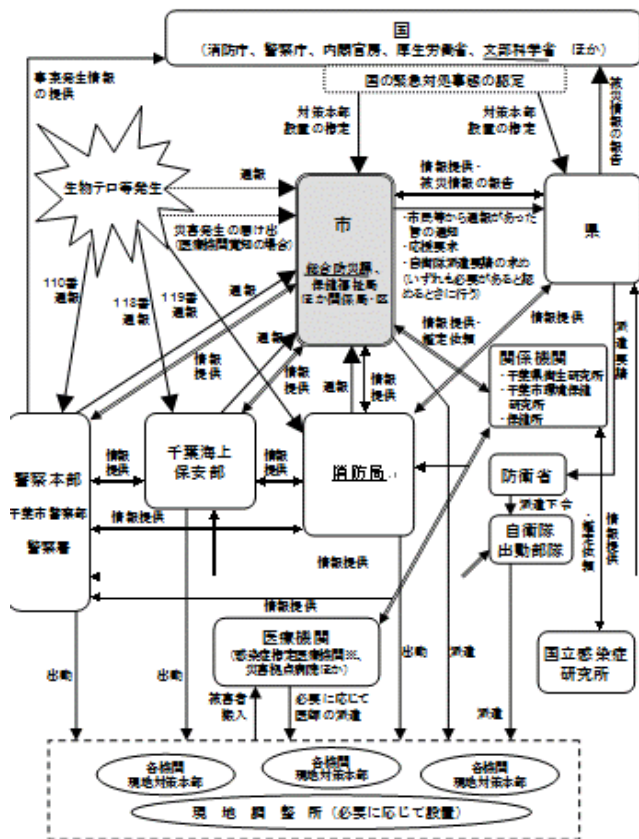
## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(2) 生物剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「生物テロ等」という。）</p> <p>① （略）</p>	<p>(2) 生物剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「生物テロ等」という。）</p> <p>① （略）</p>

# 千葉市国民保護計画 新旧対照表

改正前

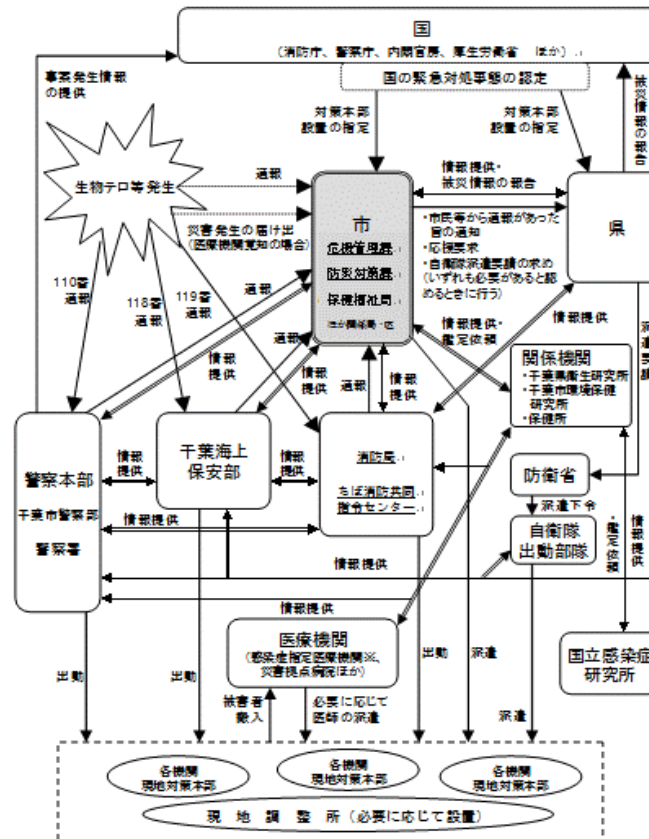
## ② 生物テロ等発生時の関係機関連携モデル



(略)

改正後

## ② 生物テロ等発生時の関係機関連携モデル



(略)

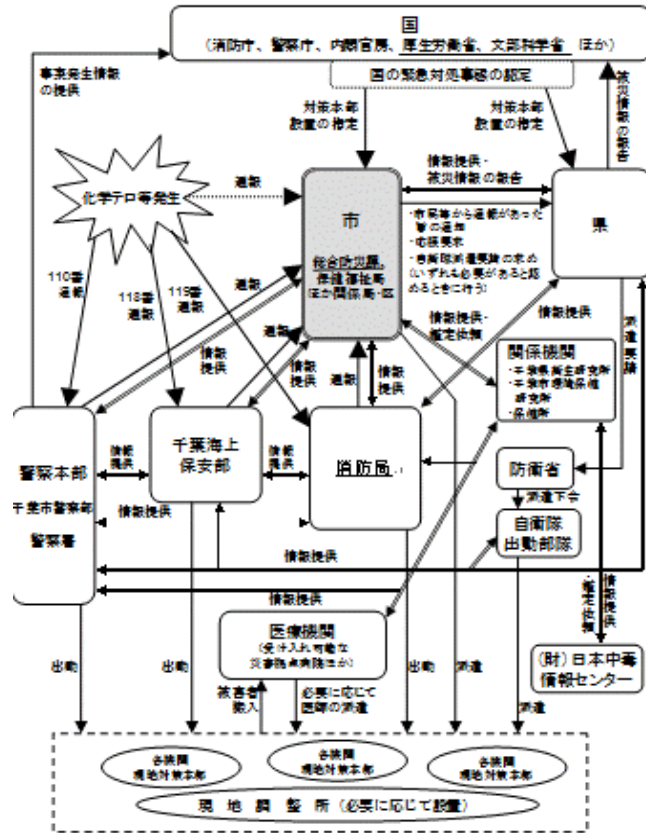
## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(3) 化学剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「化学テロ等」という。）</p> <p>① （略）</p>	<p>(3) 化学剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「化学テロ等」という。）</p> <p>① （略）</p>

千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前

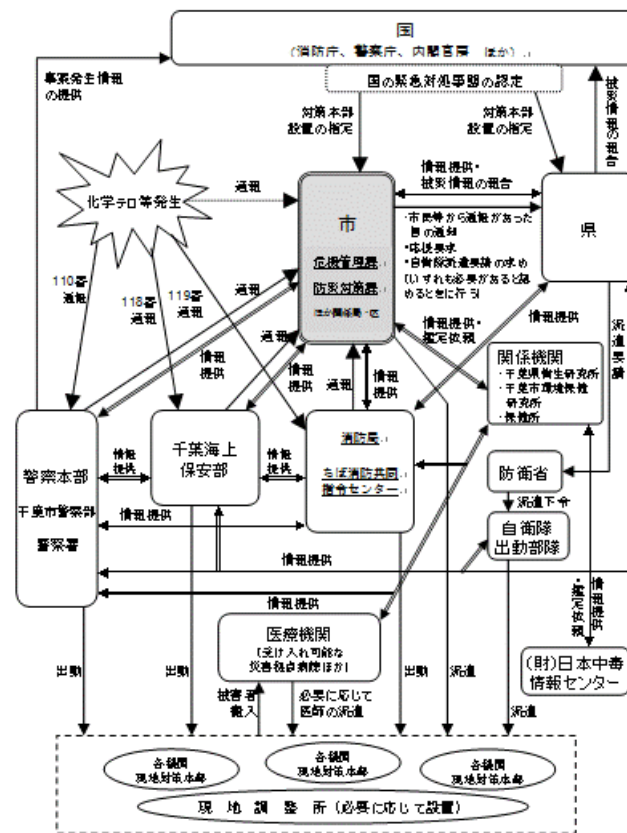
② 化学テロ等発生時の関係機関連携モデル



(略)

改正後

② 化学テロ等発生時の関係機関連携モデル



(略)

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

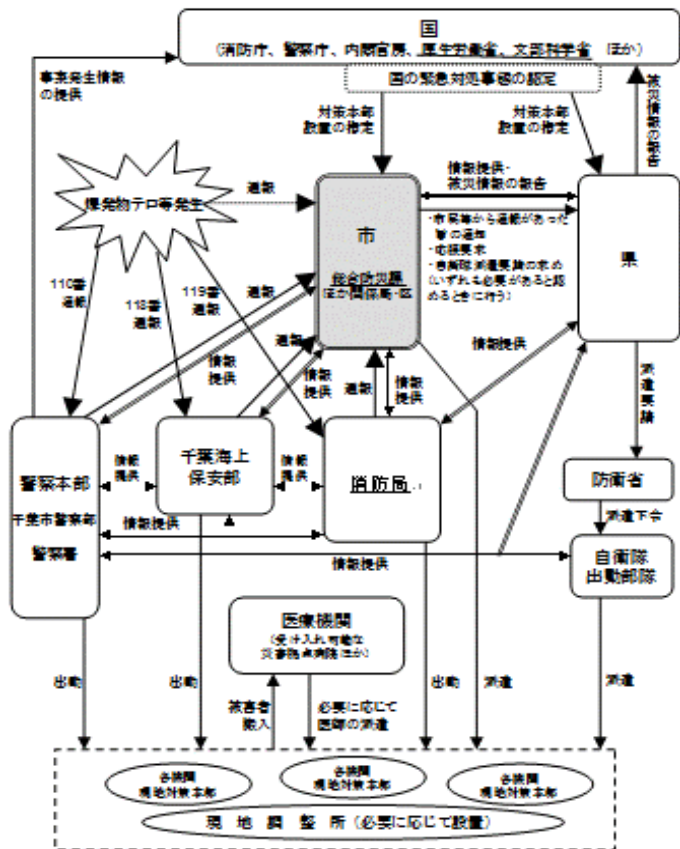
改正前	改正後
<p>(4) 爆発物が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「爆発物テロ等」という。）」</p> <p>① （略）</p>	<p>(4) 爆発物が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「爆発物テロ等」という。）」</p> <p>① （略）</p>



千葉県国民保護計画 新旧対照表

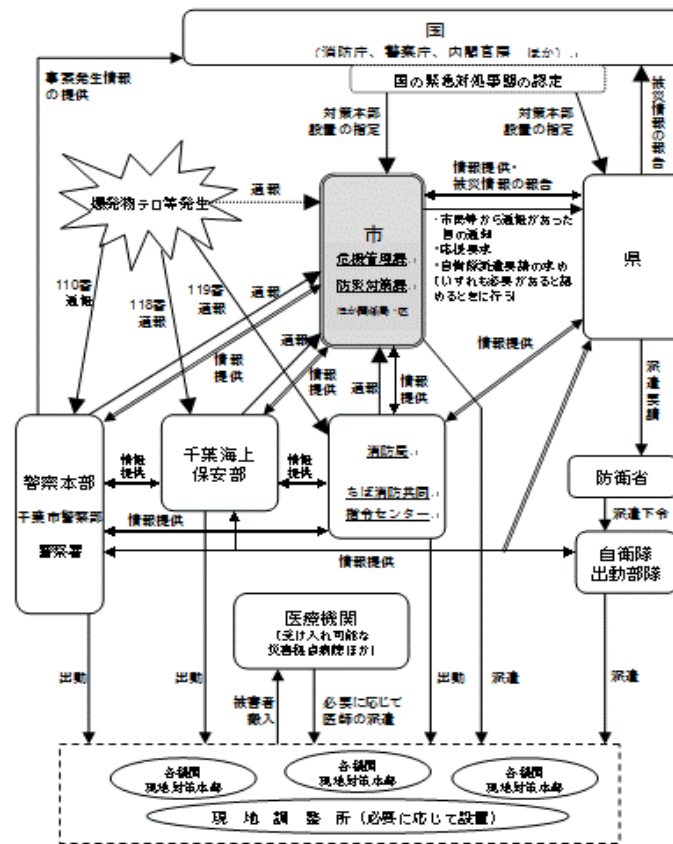
改正前

② 爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル



改正後

② 爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル



第4 (略)

第4 (略)

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第4編 復旧等</p> <p>(略)</p> <p>【参考】 用語の定義</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center; background-color: #cccccc;">あ</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center; background-color: #cccccc;">か</p> <p>●基本指針 【法第32条第1項】            政府が、武力攻撃事態等に備えて国民保護措置の実施に関し、あらかじめ定めた基本的な方針のことをいう。平成17年3月25日に閣議決定された（最終改正 平成22年11月9日）。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center; background-color: #cccccc;">さ</p> <p>●災害時要援護者  <u>本計画においては、災害時要援護者を「災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、日本語を解さない外国人など」と定義している。国民保護措置等の実施に当たっては、特段の配慮が必要とされる。</u>  <u>なお、千葉県では千葉県国民保護計画及び千葉県地域防災計画に包括的に記載された災害時要援護者支援策を重点的に具体化した千葉県災害時要援護者支援計画を平成22年3月に策定した。</u></p>	<p>第4編 復旧等</p> <p>(略)</p> <p>【参考】 用語の定義</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center; background-color: #cccccc;">あ</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center; background-color: #cccccc;">か</p> <p>●基本指針 【法第32条第1項】            政府が、武力攻撃事態等に備えて国民保護措置の実施に関し、あらかじめ定めた基本的な方針のことをいう。平成17年3月25日に閣議決定された（最終改正 平成28年8月24日）。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center; background-color: #cccccc;">さ</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>

## 千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>●指定行政機関 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関のうち、政令で定めるもので、<u>平成22年4月現在</u>、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、<u>原子力安全・保安院</u>、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、<u>環境省及び防衛省</u>が指定されている。（平成21年8月28日内閣府告示第344号）</p> <p>●指定公共機関 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。 <u>平成22年4月現在</u>、151機関が指定されている。</p> <p>●指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。<u>平成22年4月現在</u>、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、<u>税関、沖縄地区税関、原子力事務所</u>、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、<u>航空交通管制部</u>、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所及び地方防衛局が指定されている。（平成19年10月1日内閣府告示第634号）</p> <p>●指定地方公共機関 都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。 千葉県では<u>平成22年4月現在</u>、<u>32</u>事業者を指定している。</p>	<p>●指定行政機関 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関のうち、政令で定めるもので、<u>平成29年3月現在</u>、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、<u>原子力規制委員会</u>、防衛省が指定されている。（平成21年8月28日内閣府告示第344号）</p> <p>●指定公共機関 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。 <u>平成29年3月現在</u>、151機関が指定されている。</p> <p>●指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。<u>平成29年4月現在</u>、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、<u>地方測量部及び沖縄支所</u>、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局が指定されている。（平成27年4月1日内閣府告示第52号）</p> <p>●指定地方公共機関 都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。 千葉県では<u>平成29年3月現在</u>、<u>31</u>事業者を指定している。</p>

千葉県国民保護計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">た</p>	<p style="text-align: center;">た</p>
<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>
<p style="text-align: center;">は</p>	<p style="text-align: center;">は</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>●避難行動要支援者  <u>市地域防災計画では、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」を避難行動要支援者と定義しており、本計画でも同様としている。</u></p>
<p style="text-align: center;">や</p>	<p style="text-align: center;">や</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>●要配慮者  <u>市地域防災計画においては、「災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、日本語を解さない外国人など」と定義しており、本計画も同様としている。国民保護措置等の実施に当たっては、特段の配慮が必要とされる。</u>  <u>なお、千葉県では要配慮者対策を重点的に具体化した千葉県災害時要援護者支援計画を平成22年3月に策定し、その後平成26年7月に同計画を修正し、千葉県災害時要配慮者支援計画とした。</u></p>